

佐賀県設計・調査・測量等業務の体系

1 設計業務共通仕様書

第1編 共通編

第1章 総則

第2章 設計業務等一般

第2編 河川編

第1章 河川環境調査

第2章 河川調査・計画

第3章 河川構造物設計

第4章 水文観測業務

第3編 海岸編

第1章 海岸構造物設計

第4編 道路編

第1章 道路環境調査

第2章 交通現況調査

第3章 道路網・路線計画

第4章 道路設計

第5章 地下構造物設計

第6章 トンネル設計

第7章 橋梁設計

第8章 道路施設点検

第5編 砂防及び地すべり対策等編

第1章 砂防環境調査

第2章 砂防調査・計画

第3章 砂防構造物設計

第4章 地すべり対策調査・計画・設計

第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計

第6編 ダム編

第1章 ダム環境調査

第2章 ダム治水水利水計画

第3章 ダム地質調査

第4章 ダム本体設計

第5章 ダム付帯施設設計

第6章 施工計画及び施工設備設計

第7章 ダム点検

第8章 その他

第7編 公園緑地編

第1章 公園緑地設計

第8編 農業農村整備編

第1章 ポンプ場設計

第2章 水路工設計

第3章 ほ場整備設計

第4章 農道設計

第5章 ため池設計

第9編 森林整備編

第1章 治山設計業務

第2章 治山計画作成等業務

第3章 治山施設点検業務

第4章 林道設計

第5章 林道全体計画調査

第6章 林道橋定期点検業務

その他別冊

港湾編

(別冊「港湾設計・測量・調査など業務共通仕様書」による)

漁港漁場整備編

(別冊「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」による)

2 地質・土質調査業務共通仕様書

第1章 総則

第2章 機械ボーリング

第3章 サンプリング

第4章 サウンディング

第5章 原位置試験

第6章 解析等調査業務

第7章 軟弱地盤技術解析

第8章 物理探査

第9章 地すべり調査

第10章 地形・地表地質踏査

第11章 土質調査(海岸)

3 測量業務共通仕様書

第1章 総則

第2章 路線測量

第3章 山地治山等測量

第4章 治山事業における防潮工等の測量

第5章 環境生物調査

その他別冊

漁港漁場整備編

(別冊「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」による)

その他 提出書類

第1編 共通編

第1章 総則

第 1101 条	適 用	1
第 1102 条	用語の定義	1
第 1103 条	受発注者の責務	3
第 1104 条	業務の着手	3
第 1105 条	設計図書の支給及び点検	4
第 1106 条	監督員	4
第 1107 条	管理技術者	4
第 1108 条	照査技術者及び照査の実施	5
第 1109 条	担当技術者	6
第 1110 条	提出書類	6
第 1111 条	打合せ等	7
第 1112 条	業務計画書	7
第 1113 条	資料等の貸与及び返却	7
第 1114 条	関係官公庁への手続き等	8
第 1115 条	地元関係者との交渉等	8
第 1116 条	土地への立入り等	8
第 1117 条	成果物の提出	9
第 1118 条	関連法令及び条例の遵守	9
第 1119 条	検査	9
第 1120 条	修補	10
第 1121 条	条件変更等	10
第 1122 条	契約変更	10
第 1123 条	履行期間の変更	11
第 1124 条	一時中止	11
第 1125 条	発注者の賠償責任	11
第 1126 条	受注者の賠償責任等	12
第 1127 条	部分使用	12
第 1128 条	再委託	12
第 1129 条	成果物の使用等	13
第 1130 条	守秘義務	13
第 1131 条	個人情報情報の取扱い	13
第 1132 条	安全等の確保	15
第 1133 条	臨機の措置	15
第 1134 条	履行報告	16
第 1135 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	16
第 1136 条	保険加入の義務	16
第 1137 条	新技術の活用について	16

第2章 設計業務等一般

第 1201 条	使用する技術基準等	17
第 1202 条	現地踏査	17
第 1203 条	設計業務等の種類	17
第 1204 条	調査業務の内容	17
第 1205 条	計画業務の内容	17
第 1206 条	設計業務の内容	17
第 1207 条	調査業務の条件	18
第 1208 条	計画業務の条件	18
第 1209 条	設計業務の条件	19
第 1210 条	調査業務及び計画業務の成果	20
第 1211 条	設計業務の成果	20

第2編 河川編

第1章 河川環境調査

第1節 河川環境調査の種類

第 2101 条	河川環境調査の種類	50 51
----------	-----------	------------------

第2節 環境影響評価

第 2102 条	環境影響評価の区分	50 51
第 2103 条	計画段階配慮書(案)の作成	51 52
第 2104 条	方法書(案)の作成	52 53
第 2105 条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	53 54
第 2106 条	調査	54 55
第 2107 条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	55 56
第 2108 条	準備書(案)の作成	56 57
第 2109 条	評価書(案)の作成	56 57
第 2110 条	評価書の補正等	57 58

第3節 河川水辺環境調査

第 2111 条	河川水辺環境調査の区分	58 59
第 2112 条	魚類調査	58 59
第 2113 条	底生動物調査	59 60
第 2114 条	植物調査	60 61
第 2115 条	鳥類調査	60 61
第 2116 条	両生類・爬虫類・哺乳類調査	60 61
第 2117 条	陸上昆虫類等調査	61 62
第 2118 条	河川環境基図作成調査	62 63
第 2119 条	河川空間利用実態調査	62 63
第 2120 条	河川水辺総括資料作成調査	63 64

第4節 成果物

第 2121 条 成果物	6364
--------------------	------

第2章 河川調査・計画

第1節 河川調査・計画の種類

第 2201 条 河川調査・計画の種類	6566
---------------------------	------

第2節 洪水痕跡調査

第 2202 条 洪水痕跡調査	6566
-----------------------	------

第3節 計画降雨検討

第 2203 条 計画降雨検討の区分	6667
第 2204 条 ティーセン法による検討	6667
第 2205 条 降雨強度曲線による検討	6768

第4節 基本高水・計画高水流量検討

第 2206 条 基本高水・計画高水流量検討の区分	6869
第 2207 条 貯留関数法による検討	6970
第 2208 条 準線形貯留型モデルによる検討	7071
第 2209 条 雨量確率手法による検討	7172
第 2210 条 流量確率手法による検討	7273

第5節 低水流出解析

第 2211 条 低水流出解析	7374
-----------------------	------

第6節 河道計画

第 2212 条 河道計画(大規模河川)	7576
第 2213 条 河道計画(中小河川)	7879

第7節 内水処理計画

第 2214 条 内水処理計画	7980
-----------------------	------

第8節 利水計画

第 2215 条 利水計画検討	8283
-----------------------	------

第9節 正常流量検討

第 2216 条 正常流量検討(大規模河川)	8485
第 2217 条 正常流量検討(中小河川)	8788

第10節 氾濫水理解析

第 2218 条 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合)	9091
-------------------------------------	------

第11節 総合治水対策調査

第 2219 条 総合治水対策調査	9293
-------------------------	------

第12節 洪水予測システム検討

第 2220 条 洪水予測システム検討	101102
---------------------------	--------

第13節 成果物

第 2221 条 成果物	105106
--------------------	--------

第3章 河川構造物設計

第1節 河川構造物設計の種類

第 2301 条 河川構造物設計の種類	107 108
---------------------------	--------------------

第2節 築堤設計

第 2302 条 築堤設計区分	107 108
-----------------------	--------------------

第 2303 条 築堤予備設計	107 108
-----------------------	--------------------

第 2304 条 築堤詳細設計	110 111
-----------------------	--------------------

第3節 護岸設計

第 2305 条 護岸設計の区分	112 113
------------------------	--------------------

第 2306 条 護岸予備設計	112 113
-----------------------	--------------------

第 2307 条 護岸詳細設計	116 117
-----------------------	--------------------

第4節 樋門設計

第 2308 条 樋門設計の区分	119 120
------------------------	--------------------

第 2309 条 樋門予備設計	119 120
-----------------------	--------------------

第 2310 条 樋門詳細設計	122 123
-----------------------	--------------------

第5節 床止め設計

第 2311 条 床止め設計の区分	125 126
-------------------------	--------------------

第 2312 条 床止め予備設計	125 126
------------------------	--------------------

第 2313 条 床止め詳細設計	128 129
------------------------	--------------------

第6節 堰設計

第 2314 条 堰設計の区分	130 131
-----------------------	--------------------

第 2315 条 堰予備設計	130 131
----------------------	--------------------

第 2316 条 堰詳細設計	135 136
----------------------	--------------------

第7節 水門設計

第 2317 条 水門設計の区分	139 140
------------------------	--------------------

第 2318 条 水門予備設計	139 140
-----------------------	--------------------

第 2319 条 水門詳細設計	141 142
-----------------------	--------------------

第8節 排水機場設計

第 2320 条 排水機場設計の区分	144 145
--------------------------	--------------------

第 2321 条 排水機場予備設計	144 145
-------------------------	--------------------

第 2322 条 排水機場詳細設計	146 147
-------------------------	--------------------

第9節 成果物

第 2323 条 成果物	149 150
--------------------	--------------------

第4章 水文観測業務

第1節 総則

第 2401 条 水文観測業務の種類	152 153
--------------------------	--------------------

第 2402 条 対象観測所	152 153
----------------------	--------------------

第 2403 条 築堤予備設計	152 153
-----------------------	--------------------

第2節 水文観測所保守点検の目的

第 2404 条 水文観測所保守点検の目的	152 153
-----------------------------	--------------------

第 2405 条 水文観測所保守点検の内容	152 153
-----------------------------	--------------------

第 2406 条	観測所整備	153154
第 2407 条	水文観測所保守点検の成果物	154155
第3節 流量観測		
第 2408 条	流量観測の目的	154155
第 2409 条	作業確認	154155
第 2410 条	観測班の編成	154155
第 2411 条	流量観測所整備	154155
第 2412 条	流速計の検定	155156
第 2413 条	現地調査	155156
第 2414 条	低水流量観測の方法	155156
第 2415 条	低水流量観測の成果物	155156
第 2416 条	高水流量観測の方法	155156
第 2417 条	作業確認指示事項及び連絡事項の定義	155156
第 2418 条	高水流量観測の成果物	156157
第 2419 条	ADCP による流量観測の方法	156157
第 2420 条	ADCP による流量観測成果物	156157
第 2421 条	電波式流速計による流量観測の方法	157158
第 2422 条	電波式流速計による流量観測成果物	157158
第 2423 条	画像解析による流量観測の方法	157158
第 2424 条	標定点の設置・座標の測量	157158
第 2425 条	画像解析による流量観測成果物	157158
第4節 水位流量曲線作成		
第 2426 条	水位流量曲線作成の目的	158159
第 2427 条	水位流量曲線作成の方法	158159
第 2428 条	水位流量曲線作成の成果物	158159
第5節 水文資料整理		
第 2429 条	水文資料の定義	158159
第 2430 条	水文資料整理の目的	158159
第 2431 条	水文資料整理の方法	158159
第 2432 条	水文資料整理の成果物	158159

第3編 海岸編

第1章 海岸構造物設計

第1節 海岸構造物設計の種類

第 3101 条	海岸構造物設計の種類	159160
----------	------------	--------

第2節 堤防、護岸設計

第 3102 条	堤防、護岸設計の区分	159160
第 3103 条	堤防、護岸予備設計	159160
第 3104 条	堤防、護岸詳細設計	162163

第3節 胸壁設計

第 3105 条 胸壁設計の区分	164 165
第 3106 条 胸壁予備設計	164 165
第 3107 条 胸壁詳細設計	166 167

第4節 突堤設計

第 3108 条 突堤設計の区分	168 169
第 3109 条 突堤予備設計	168 169
第 3110 条 突堤詳細設計	170 171

第5節 離岸堤設計

第 3111 条 離岸堤設計の区分	172 173
第 3112 条 離岸堤予備設計	172 173
第 3113 条 離岸堤詳細設計	174 175

第6節 潜堤・人工リーフ設計

第 3114 条 潜堤・人工リーフ設計の区分	176 177
第 3115 条 潜堤・人工リーフ予備設計	176 177
第 3116 条 潜堤・人工リーフ詳細設計	178 179

第7節 消波堤設計

第 3117 条 消波堤設計の区分	179 180
第 3118 条 消波堤予備設計	179 180
第 3119 条 消波堤詳細設計	181 182

第8節 津波防波堤設計

第 3120 条 津波防波堤設計の区分	183 184
第 3121 条 津波防波堤予備設計	183 184
第 3122 条 津波防波堤詳細設計	185 186

第9節 砂浜設計

第 3123 条 砂浜設計の区分	186 187
第 3124 条 砂浜予備設計	187 188
第 3125 条 砂浜詳細設計	189 190

第10節 附帯設備設計

第 3126 条 附帯設備設計の種類	190 191
第 3127 条 水門及び樋門設計の区分	190 191
第 3128 条 水門及び樋門予備設計	191 192
第 3129 条 水門及び樋門詳細設計	193 194
第 3130 条 排水機場設計の区分	195 196
第 3131 条 排水機場予備設計	196 197
第 3132 条 排水機場詳細設計	198 199
第 3133 条 陸閘設計の区分	201 202
第 3134 条 陸閘予備設計	201 202
第 3135 条 陸閘詳細設計	203 204

第11節 成果物

第 3136 条 成果物	205 206
--------------	--------------------

第4編 道路編

第1章 道路環境調査

第1節 環境影響評価

第 4101 条	環境影響評価の区分	208 209
第 4102 条	計画段階配慮書(案)の作成	208 209
第 4103 条	方法書(案)の作成	209 210
第 4104 条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	210 211
第 4105 条	調査	211 212
第 4106 条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	212 213
第 4107 条	準備書(案)の作成	213 214
第 4108 条	評価書(案)の作成	214 215
第 4109 条	評価書の補正等	214 215

第2節 成果物

第 4110 条	成果物	215 216
----------	-----	--------------------

第2章 交通現況調査

第1節 交通現況調査

第 4201 条	交通現況調査の種類	216 217
----------	-----------	--------------------

第2節 交通量調査

第 4202 条	交通量調査の区分	216 217
第 4203 条	単路部交通量調査	216 217
第 4204 条	交差点部交通量調査	217 218

第3節 速度調査

第 4205 条	速度調査の区分	218 219
第 4206 条	走行速度調査	218 219
第 4207 条	旅行速度調査	219 220

第4節 起終点調査

第 4208 条	起終点調査の種類	219 220
第 4209 条	路側OD調査	219 220
第 4210 条	オーナーインタビューOD調査	221 222

第5節 交通渋滞調査

第 4211 条	交通渋滞調査	222 223
----------	--------	--------------------

第6節 駐車場調査

第 4212 条	駐車場調査の区分	223 224
第 4213 条	駐車場施設実態調査	223 224
第 4214 条	駐車原単位調査	224 225

第7節 成果物

第 4215 条	成果物	225 226
----------	-----	--------------------

第3章 道路網・路線計画

第1節 道路網・路線計画の種類

第 4301 条 道路網・路線計画の種類 226227

第2節 現況調査

第 4302 条 現況調査 226227

第3節 交通量推計調査

第 4303 条 交通量推計調査 227228

第4節 道路網・路線計画

第 4304 条 道路網・路線計画 228229

第5節 成果物

第 4305 条 成果物 230231

第4章 道路設計

第1節 道路設計の種類

第 4401 条 道路設計の種類 231232

第2節 道路設計

第 4402 条 道路設計の区分 231232

第 4403 条 道路概略設計 231232

第 4404 条 道路予備設計(A) 233234

第 4405 条 道路予備修正設計(A) 235236

第 4406 条 道路予備設計(B) 235236

第 4407 条 道路予備修正設計(B) 238239

第 4408 条 道路詳細設計 238239

第3節 歩道設計(自転車歩行者道を含む)

第 4409 条 歩道設計の区分 241242

第 4410 条 歩道詳細設計 241242

第4節 平面交差点設計

第 4411 条 平面交差点設計の区分 243244

第 4412 条 平面交差点予備設計 243244

第 4413 条 平面交差点詳細設計 245246

第5節 立体交差設計

第 4414 条 立体交差設計の区分 247248

第 4415 条 ダイヤモンド型IC予備設計 247248

第 4416 条 ダイヤモンド型IC詳細設計 249250

第 4417 条 トランペット・クローバー型IC予備設計 251252

第 4418 条 トランペット・クローバー型IC詳細設計 252253

第6節 道路休憩施設設計

第 4419 条	道路休憩施設設計の区分	254 255
第 4420 条	道路休憩施設予備設計	254 255
第 4421 条	道路休憩施設詳細設計	256 257
第7節 一般構造物設計		
第 4422 条	一般構造物の区分	258 259
第 4423 条	一般構造物予備設計	258 259
第 4424 条	一般構造物詳細設計	260 261
第 4425 条	落石防護柵詳細設計	262 263
第 4426 条	一般構造物基礎工詳細設計	263 264
第8節 盛土・切土設計		
第 4427 条	盛土・切土設計の区分	264
第 4428 条	盛土・切土予備設計	264
第 4429 条	盛土・切土詳細設計	266
第9 8 節 調整池設計		
第 4430 4427 条	調整池設計の区分	268 265
第 4431 4428 条	調整池予備設計	270 265
第 4432 4429 条	調整池詳細設計	272 267
第10 9 節 成果物		
第 4433 4430 条	成果物	272 269

第5章 地下構造物設計

第1節 地下構造物設計の種類		
第 4501 条	地下構造物設計の種類	279 276
第2節 地下横断歩道等設計		
第 4502 条	地下横断歩道等設計の区分	279 276
第 4503 条	地下横断歩道等基本計画	279 276
第 4504 条	地下横断歩道等予備設計	281 278
第 4505 条	地下横断歩道等詳細設計	284 281
第3節 共同溝設計		
第 4506 条	共同溝設計の区分	287 284
第 4507 条	共同溝基本検討	287 284
第 4508 条	開削共同溝予備設計	290 287
第 4509 条	開削共同溝詳細設計	292 289
第 4510 条	シールド共同溝予備設計	296 293
第 4511 条	シールド共同溝立坑予備設計	298 295
第 4512 条	シールド共同溝詳細設計	301 298
第 4513 条	シールド共同溝立坑詳細設計	305 302
第4節 電線共同溝設計		
第 4514 条	電線共同溝設計の区分	309 306
第 4515 条	電線共同溝予備設計	309 306

第 4516 条 電線共同溝詳細設計	311 308
第5節 成果物	
第 4517 条 成果物	314 311

第6章 トンネル設計

第1節 トンネル設計の種類	
第 4601 条 トンネル設計の種類	323 320
第2節 トンネル設計	
第 4602 条 山岳トンネル設計の区分	323 320
第 4603 条 山岳トンネル予備設計	323 320
第 4604 条 山岳トンネル詳細設計	326 323
第3節 シールドトンネル設計	
第 4605 条 シールドトンネル設計の区分	330 327
第 4606 条 シールドトンネル予備設計	331 327
第 4607 条 シールドトンネル詳細設計	333 330
第 4608 条 立坑予備設計	338 334
第 4609 条 立坑詳細設計	340 337
第4節 開削トンネル設計	
第 4610 条 開削トンネル設計の区分	343 340
第 4611 条 開削トンネル予備設計	344 340
第 4612 条 開削トンネル詳細設計	346 343
第5節 トンネル設備設計	
第 4613 条 トンネル設備設計の区分	350 347
第 4614 条 トンネル設備予備設計	350 347
第 4615 条 トンネル設備詳細設計	353 349
第6節 成果物	
第 4616 条 成果物	357 354

第7章 橋梁設計

第1節 橋梁設計の種類	
第 4701 条 橋梁設計の種類	365 362
第2節 橋梁設計	
第 4702 条 橋梁設計の区分	365 362
第 4703 条 橋梁予備設計	365 362
第 4704 条 橋梁詳細設計	368 365
第3節 橋梁拡幅設計	
第 4705 条 橋梁拡幅設計の区分	370 367
第 4706 条 橋梁拡幅予備設計	370 367

第 4707 条 橋梁拡幅詳細設計	373 370
第4節 橋梁補強設計	
第 4708 条 橋梁補強設計の区分	375 372
第 4709 条 橋梁補強予備設計	376 373
第 4710 条 橋梁補強詳細設計	378 375
第5節 成果物	
第 4711 条 成果物	380 377

第 8 章 道路施設点検

第1節 道路施設点検の種類	
第 4801 条 道路施設点検の種類	384
第2節 道路防災カルテ点検	
第 4802 条 道路防災カルテ点検	384
第3節 橋梁定期点検	
第 4803 条 橋梁定期点検	385
第4節 成果物	
第 4804 条 成果物	387

第5編 砂防及び地すべり対策等編

第1章 砂防環境調査

第1節 砂防環境調査	
第 5101 条 砂防環境調査の種類	388 381
第2節 自然環境調査	
第 5102 条 自然環境調査の区分	388 381
第 5103 条 魚類調査	388 381
第 5104 条 植生調査	389 382
第 5105 条 鳥類調査	389 382
第 5106 条 両生類・は虫類・ほ乳類調査	390 383
第 5107 条 陸上昆虫類調査	390 383
第 5108 条 底生動物調査	391 384
第3節 景観調査	
第 5109 条 景観調査	391 384
第4節 溪流空間利用実態調査	
第 5110 条 溪流空間利用実態調査	392 385
第5節 成果物及び貸与資料	
第 5111 条 成果物	393 386
第 5112 条 貸与資料	393 386

第2章 砂防調査・計画

第1節 砂防調査・計画

第 5201 条 砂防調査・計画の種類	394 387
---------------------------	--------------------

第2節 砂防調査

第 5202 条 砂防調査の区分	394 387
第 5203 条 土砂・洪水氾濫対策調査	394 387
第 5204 条 土石流対策調査	397 390
第 5205 条 流木対策調査	399 392
第 5206 条 火山砂防調査	400 393

第3節 砂防計画

第 5207 条 砂防計画の区分	401 394
第 5208 条 土砂・洪水氾濫対策計画	402 395
第 5209 条 土石流対策計画	403 396
第 5210 条 流木対策計画	405 398
第 5211 条 火山砂防計画	406 399

第4節 成果物

第 5212 条 成果物	408 401
--------------------	--------------------

第3章 砂防構造設計

第1節 砂防構造設計

第 5301 条 砂防構造物設計の種類	411 404
---------------------------	--------------------

第2節 砂防ダム及び床固工設計

第 5302 条 砂防堰堤及び床固工設計の区分	411 404
第 5303 条 砂防堰堤及び床固工予備設計	411 404
第 5304 条 砂防堰堤及び床固工詳細設計	413 406

第3節 溪流保全工の設計

第 5305 条 溪流保全工設計の区分	416 409
第 5306 条 溪流保全工予備設計	416 409
第 5307 条 溪流保全工詳細設計	418 411

第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計

第 5308 条 土石流対策工及び流木対策工設計の区分	420 413
第 5309 条 土石流対策工予備設計	420 413
第 5310 条 土石流対策工詳細設計	423 416
第 5311 条 流木対策工予備設計	425 418
第 5312 条 流木対策工詳細設計	428 421

第5節 護岸工の設計

第 5313 条 護岸工設計の区分	430 423
-------------------------	--------------------

第 5314 条 護岸工予備設計	431 424
第 5315 条 護岸工詳細設計	433 426
第6節 山腹工の設計	
第 5316 条 山腹工設計の区分	434 427
第 5317 条 山腹工予備設計	434 427
第 5318 条 山腹工詳細設計	436 429
第7節 成果物	
第 5319 条 成果物	438 431

第4章 地すべり対策調査・計画・設計

第1節 地すべり対策調査・計画・設計	
第 5401 条 地すべり対策調査・計画・設計の種類	451 444
第 5402 条 地すべり調査の区分	451 444
第2節 地すべり調査	
第 5403 条 地すべり予備調査	451 444
第 5404 条 地すべり概査	452 445
第 5405 条 地すべり機構解析	453 446
第3節 地すべり対策計画	
第 5406 条 地すべり対策計画	455 448
第4節 地すべり防止施設設計	
第 5407 条 地すべり防止施設設計の区分	456 449
第 5408 条 地すべり防止施設予備設計	456 449
第 5409 条 地すべり防止施設詳細設計	458 451
第5節 成果物	
第 5410 条 成果物	460 453

第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計

第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計	
第 5501 条 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類	463 456
第2節 急傾斜地調査	
第 5502 条 急傾斜地調査の区分	463 456
第 5503 条 急傾斜地予備調査	463 456
第 5504 条 急傾斜地概査	464 457
第 5505 条 急傾斜地機構解析	465 458
第3節 急傾斜地崩壊対策計画	
第 5506 条 急傾斜地崩壊対策計画	468 461
第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計	
第 5507 条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分	470 463

第 5508 条	急傾斜地崩壊防止施設予備設計	470 463
第 5509 条	急傾斜地崩壊防止施設詳細設計	471 464
第5節	成果物	
第 5510 条	成果物	473 466

第6編 ダム編

第1章 ダム環境調査

第1節	ダム環境調査の種類	
第 6101 条	ダム環境調査の種類	477 470
第2節	環境影響評価	
第 6102 条	環境影響評価の区分	477 470
第 6103 条	計画段階配慮書(案)の作成	477 470
第 6104 条	方法書(案)の作成	479472
第 6105 条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定...	480 473
第 6106 条	調査	481474
第 6107 条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	481 474
第 6108 条	準備書(案)の作成	482 475
第 6109 条	評価書(案)の作成	483 476
第 6110 条	評価書の補正等	484 477
第3節	ダム湖環境調査	
第 6111 条	ダム湖環境調査の区分	484 477
第 6112 条	魚介類調査	485 478
第 6113 条	底生動物調査	486 479
第 6114 条	動植物プランクトン調査	486 479
第 6115 条	植物調査	487 480
第 6116 条	鳥類調査	488 481
第 6117 条	両生類・爬虫類・哺乳類調査	488 481
第 6118 条	陸上昆虫類等調査	489 482
第 6119 条	ダム湖利用実態調査	489 482
第4節	成果物	
第 6120 条	成果物	490 483

第2章 ダム治水利水計画

第1節	ダム治水利水計画の種類	
第 6201 条	ダム治水利水計画の種類	491 484
第2節	治水計画	
第 6202 条	治水計画の区分	491 484

第 6203 条 洪水調節計画	491 484
第 6204 条 正常流量確保計画	493 486
第3節 利水計画	
第 6205 条 利水計画の区分	494 487
第 6206 条 低水流出解析	495 488
第 6207 条 利水計画	496 489
第4節 成果物	
第 6208 条 成果物	497 490

第3章 ダム地質調査

第1節 地質調査の種類	
第 6301 条 地質調査の種類	498 491
第2節 地形調査	
第 6302 条 地形調査	499 492
第3節 広域調査	
第 6303 条 広域調査	500 493
第4節 地表地質踏査	
第 6304 条 地表地質踏査の基本的事項	501 494
第 6305 条 ダムサイト候補地選定地表地質概査(1/5,000)	501 494
第 6306 条 ダムサイト地表地質概査(1/2,500)	503 496
第 6307 条 ダムサイト地表地質調査(1/500)	504 497
第 6308 条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査(1/5,000)	506 499
第 6309 条 堤体材料採取候補地地表地質概査(1/2,500)	507 450
第 6310 条 堤体材料採取候補地地表地質調査(1/1,000)	509 502
第 6311 条 貯水池周辺地表地質概査(1/2,500)	510 503
第 6312 条 貯水池周辺地表地質調査(1/1,000)	512 505
第5節 物理探査	
第 6313 条 物理探査の基本的事項	513 506
第 6314 条 物理探査	514 507
第6節 透水試験	
第 6315 条 ルジオンテストの基本的事項	515 508
第 6316 条 ルジオンテストおよび考察	515 508
第7節 横坑調査	
第 6317 条 横坑調査の基本的事項	516 509
第 6318 条 横坑観察	516 509
第8節 岩盤試験	
第 6319 条 岩盤試験の基本的事項	517 510
第 6320 条 岩盤直接せん断試験	518 511
第 6321 条 岩盤変形試験	519 512
第9節 孔内観察	

第 6322 条 孔内観察	520 513
第 10 節 地質解析	
第 6323 条 地質解析の基本的事項	521 514
第 6324 条 ダムサイト地質比較検討(1/5,000)	522 515
第 6325 条 堤体材料採取候補地地質比較検討(1/5,000)	523 516
第 6326 条 ダムサイト地質解析(1/2,500)	524 517
第 6327 条 ダムサイト地質解析(1/500)	516 519
第 6328 条 堤体材料採取候補地地質解析(1/2,500)	527 520
第 6329 条 堤体材料採取候補地地質解析(1/1,000)	528 521
第 6330 条 地質考察の基本的事項	530 523
第 6331 条 ダムサイト地質考察	530 523
第 6332 条 堤体材料採取候補地地質考察	531 524
第 6333 条 貯水池周辺地質考察	532 525
第 6334 条 ダムサイト地質総合解析(概略設計段階)(1/500)	533 526
第 6335 条 ダムサイト地質総合解析(実施設計段階)(1/500)	535 528
第 6336 条 堤体材料採取候補地地質総合解析(1/1,000)	537 530
第 11 節 岩盤掘削面スケッチ	
第 6337 条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ(縮尺各種)	538 531
第 6338 条 堤体材料採取地掘削時材料評価	539 532
第 6339 条 堤体材料採取地掘削面スケッチ	541 534
第 12 節 第四紀断層調査	
第 6340 条 第四紀断層調査の基本的事項	542 535
第 6341 条 第四紀断層調査(一次調査その 1)	542 535

第4章 ダム本体設計

第1節 ダム本体設計の種類	
第 6401 条 ダム本体設計の種類	545 538
第2節 重力式コンクリートダム本体設計	
第 6402 条 重力式コンクリートダム本体設計の区分	545 538
第 6403 条 計画設計	545 538
第 6404 条 概略設計	547 540
第 6405 条 実施設計	548 541
第3節 ゾーン型フィルダム本体設計	
第 6406 条 ゾーン型フィルダム本体設計の区分	554 547
第 6407 条 計画設計	554 547
第 6408 条 概略設計	557 550
第 6409 条 実施設計	559 552

第5章 ダム付帯施設設計

第1節 ダム付帯施設設計の種類

第 6501 条 ダム付帯施設設計の種類 564~~557~~

第2節 ダム管理用発電設計

第 6502 条 ダム管理用発電設計の区分 564~~557~~

第 6503 条 可能性調査 564~~557~~

第 6504 条 実施設計 565~~558~~

第3節 付帯施設設計

第 6505 条 付帯施設設計の区分 567~~560~~

第 6506 条 概略設計 567~~560~~

第 6507 条 実施設計 568~~561~~

第4節 成果物

第 6508 条 成果物 569~~562~~

第6章 施工計画及び施工設備設計

第1節 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類

第 6601 条 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類 571~~564~~

第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計

第 6602 条 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分 571~~564~~

第 6603 条 概略設計 571~~564~~

第 6604 条 実施設計 573~~567~~

第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計

第 6605 条 施工計画・仮設備設計の区分 579~~572~~

第 6606 条 概略設計 579~~572~~

第 6607 条 実施設計 582~~575~~

第7章 ダム点検

第1節 ダム点検

第 6701 条 ダム総合点検 587~~580~~

第8章 その他

第1節 背水計算

第 6801 条 背水計算 590~~583~~

第2節 水理模型実験

第 6802 条 水理模型実験の種類と範囲及び条件 590~~583~~

第 6803 条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験 591~~584~~

第 6804 条 フィルダム洪水吐き水理模型実験 592~~585~~

第 6805 条 放流管抽出水理模型実験	593 587
第3節 骨材破碎試験・解析	
第 6806 条 骨材破碎試験・解析の種類	595 588
第 6807 条 骨材破碎試験・解析	595 588
第4節 コンクリート配合試験・解析	
第 6808 条 コンクリート配合試験・解析の種類	597 590
第 6809 条 コンクリート配合試験・解析	597 590
第5節 グラウチング試験・解析	
第 6810 条 グラウチング試験・解析	598 591
第6節 グラウチングデータ整理・解析	
第 6811 条 グラウチングデータ整理・解析	599 592

第7編 公園緑地編

第1章 公園緑地設計

第1節 公園設計の区分	
第 7101 条 設計の区分	601 594
第2節 公園緑地設計	
第 7102 条 基本計画	601 594
第 7103 条 基本設計	602 595
第 7104 条 実施設計	602 595
第3節 成果物	
第 7105 条 成果物	605 597

第8編 農業農村整備編

第1章 ポンプ場設計

第1節 ポンプ場設計	
第 8101 条 ポンプ場設計の区分	605 598
第 8102 条 構想設計	605 598
第 8103 条 基本設計	606 599
第 8104 条 実施設計	608 601
第2節 成果物	
第 8105 条 成果物	610 603

第2章 水路工設計

第1節 水路工設計の種類

第 8201 条 水路工設計の種類 611~~604~~

第2節 用水路路線計画

第 8202 条 用水路路線計画の区分 611~~604~~第 8203 条 構想設計 611~~604~~第 8204 条 基本設計 613~~606~~第 8205 条 実施設計 604~~607~~

第3節 用水路(開水路)設計

第 8206 条 用水路(開水路)設計の区分 616~~609~~第 8207 条 構想設計 606~~609~~第 8208 条 基本設計 618~~611~~第 8209 条 実施設計 620~~613~~

第4節 水路トンネル設計

第 8210 条 水路トンネル設計の区分 622~~615~~第 8211 条 構想設計 622~~615~~第 8212 条 基本設計 623~~616~~第 8213 条 実施設計 625~~618~~

第5節 排水路路線計画設計

第 8214 条 排水路路線計画設計の区分 627~~620~~第 8215 条 構想設計 627~~620~~第 8216 条 基本設計 629~~622~~第 8217 条 実施設計 630~~623~~

第6節 排水路設計

第 8218 条 排水路設計の区分 632~~625~~第 8219 条 構想設計 632~~625~~第 8220 条 基本設計 634~~627~~第 8221 条 実施設計 636~~629~~

第7節 パイプライン路線計画設計

第 8222 条 パイプライン路線計画設計の区分 638~~631~~第 8223 条 構想設計 638~~631~~第 8224 条 基本設計 639~~632~~第 8225 条 実施設計 641~~634~~

第8節 パイプライン設計

第 8226 条 パイプライン設計の区分 642~~635~~第 8227 条 構想設計 642~~635~~第 8228 条 基本設計 644~~637~~第 8229 条 実施設計 646~~639~~

第9節 暗渠設計

第 8230 条 暗渠設計の区分 648~~641~~第 8231 条 基本設計 648~~641~~第 8232 条 実施設計 650~~643~~

第10節 落差工設計

第 8233 条 落差工設計の区分	652 645
第 8234 条 基本設計	652 645
第 8235 条 実施設計	653 646
第11節 急流工設計	
第 8236 条 急流工設計の区分	655 648
第 8237 条 基本設計	655 648
第 8238 条 実施設計	656 649
第12節 射流分水工並びにチェックゲート設計	
第 8239 条 射流分水工並びにチェックゲート設計の区分	658 651
第 8240 条 基本設計	658 651
第 8241 条 実施設計	659 652
第13節 直接分水工設計	
第 8242 条 直接分水工設計の区分	661 654
第 8243 条 基本設計	661 654
第 8244 条 実施設計	662 655
第14節 合流工設計	
第 8245 条 合流工設計の区分	663 656
第 8246 条 基本設計	664 657
第 8247 条 実施設計	665 658
第15節 サイホン設計	
第 8248 条 サイホン設計の区分	666 659
第 8249 条 基本設計	667 660
第 8250 条 実施設計	668 661
第16節 付帯橋梁設計	
第 8251 条 付帯橋梁設計の区分	670 663
第 8252 条 基本設計	670 663
第 8253 条 実施設計	672 665
第17節 水路横断構造物設計	
第 8254 条 水路横断構造物設計の区分	673 666
第 8255 条 基本設計	673 666
第 8256 条 実施設計	674 667
第18節 成果物	
第 8257 条 成果物	675 668

第3章 ほ場整備設計

第1節 ほ場整備設計	
第 8301 条 ほ場整備設計の区分	676 669
第 8302 条 基本設計	676 669
第 8303 条 実施設計	681 674
第2節 成果物	

第 8304 条 成果物	685 678
--------------------	--------------------

第4章 農道設計

第1節 農道設計の種類

第 8401 条 農道設計の種類	686 679
------------------------	--------------------

第2節 現況調査計画

第 8402 条 基本設計	686 679
---------------------	--------------------

第3節 道路計画

第 8403 条 道路計画の区分	688 681
------------------------	--------------------

第 8404 条 構想設計	688 681
---------------------	--------------------

第 8405 条 基本設計	690 683
---------------------	--------------------

第 8406 条 実施設計	692 685
---------------------	--------------------

第4節 道路トンネル

第 8407 条 道路トンネルの区分	694 687
--------------------------	--------------------

第 8408 条 基本設計	694 687
---------------------	--------------------

第 8409 条 実施設計	696 689
---------------------	--------------------

第5節 道路トンネル設備

第 8410 条 実施設計	697 690
---------------------	--------------------

第6節 成果物

第 8411 条 成果物	697 690
--------------------	--------------------

第5章 ため池設計

第1節 ため池改修設計

第 8501 条 実施設計	698 691
---------------------	--------------------

第2節 成果物

第 8502 条 成果物	701 694
--------------------	--------------------

第9編 森林整備編

第1章 治山設計業務

第1節 治山ダム工設計

第 9101 条 治山ダム工予備設計	702 695
--------------------------	--------------------

第 9102 条 治山ダム工実施設計	703 696
--------------------------	--------------------

第 9103 条 治山ダム(透水型・遮水型)実施設計	705 698
----------------------------------	--------------------

第 9104 条 治山ダム(透過型)実施設計	706 699
------------------------------	--------------------

第2節 流木対策

第 9105 条	流木対策調査	707	700
第 9106 条	流木対策計画	709	702
第 9107 条	流木対策工予備設計	710	703
第 9108 条	流木対策工実施設計	712	705
第3節 流路工			
第 9109 条	流路工実施設計	714	708
第 9110 条	成果物	716	709
第4節 山腹工等			
第 9111 条	山腹工設計	721	714
第 9112 条	海岸防災林造成の設計	722	715
第 9113 条	防風林造成の設計	723	716
第 9114 条	なだれ防止林造成の設計	723	716
第 9115 条	土砂流出防止林造成の設計	724	717
第 9116 条	保安林整備の設計	725	718
第 9117 条	保安林管理道の設計	726	719
第 9118 条	水土保持治山等の設計	726	719
第 9119 条	成果物	726	719
第5節 地すべり防止工			
第 9120 条	設計計画	728	721
第 9121 条	地すべり防止工の位置決定	728	721
第 9122 条	抑制工の設計	728	721
第 9123 条	抑止工の設計	732	725
第 9124 条	治山ダム工等の設計	733	726
第 9125 条	土留工等の設計	733	726
第 9126 条	照査	734	727
第 9127 条	報告書作成	734	727
第6節 防潮工(海岸防災林造成)			
第 9128 条	基本設計	735	728
第 9129 条	実施設計	737	730

第2章 治山計画作成業務

第1節 山地治山等調査			
第 9201 条	山地治山等調査	739	732
第 9202 条	予備調査	740	733
第 9203 条	現地調査	741	734
第 9204 条	地形・地質・土壌等調査	741	734
第 9205 条	海象・漂砂調査	742	735
第 9206 条	林況、植生調査	742	735
第 9207 条	気象調査	742	735
第 9208 条	水文調査	742	735
第 9209 条	荒廃現況調査	743	736

第 9210 条	荒廃危険地調査	745738
第 9211 条	荒廃森林調査	745738
第 9212 条	海岸荒廃現況調査	746739
第 9213 条	風害調査	746739
第 9214 条	なだれ調査	746739
第 9215 条	火山特性調査	747740
第 9216 条	環境調査	747740
第 9217 条	社会的特性調査	748741
第 9218 条	総合検討及び基本方針の策定	748741
第2節 全体計画の作成		
第 9219 条	基本事項の策定	748741
第 9220 条	施設等整備計画	749742
第 9221 条	森林整備計画	749742
第 9222 条	管理道等整備計画	749742
第 9223 条	災害予知施設等の計画	749742
第 9224 条	事業量の算定	749742
第 9225 条	全体計画図の作成	749742
第 9226 条	照査	749742
第 9227 条	報告書の作成	750743
第3節 治山流域別調査		
第 9228 条	治山流域別調査	751744
第 9229 条	荒廃地調査	752745
第 9230 条	荒廃危険地調査	752745
第 9231 条	荒廃森林調査	752745
第 9232 条	地すべり調査	752745
第 9233 条	自然環境調査	752745
第 9234 条	既往治山施設調査	752745
第 9235 条	調査結果取りまとめ	752745
第 9236 条	照査	753746
第 9237 条	報告書の作成	753746
第 9238 条	土壌断面調査	753746
第 9239 条	土壌孔隙調査	754747
第 9240 条	浸透能試験	754747
第 9241 条	森林調査	754747
第 9242 条	相対照度の測定	755748
第 9243 条	現地における気象調査	755748
第 9244 条	流量調査	755748
第 9245 条	滞水・湧水調査	756749
第 9246 条	自然環境調査	756749

第3章 治山施設点検業務

第 9301 条	事前調査	757750
第 9302 条	治山施設の位置の確認(外業)	757750
第 9303 条	施設の点検方法	757750
第 9304 条	報告書の作成	757750

第4章 林道設計

第1節 林道設計

第 9401 条	林道の路線線形計画	758751
第 9402 条	林道予備設計	758751
第 9403 条	林道実施設計	760753
第 9404 条	一車線林道実施設計	762755

第2節 一般構造物設計

第 9405 条	一般構造物設計の区分	764757
第 9406 条	一般構造物予備設計	764757
第 9407 条	一般構造物実施設計	766759
第 9408 条	落石防護柵実施設計	768761
第 9409 条	一般構造物基礎工実施設計	769762

第3節 橋梁

第 9410 条	橋梁設計の区分	770763
第 9411 条	橋梁予備設計	770763
第 9412 条	橋梁実施設計	772765

第5章 林道全体計画調査

第 9501 条	林道全体計画調査の区分	781774
第 9502 条	林業、社会的特性等調査	781774
第 9503 条	基本計画の策定	784777
第 9504 条	自然環境等調査	785778
第 9505 条	全体計画作成	793786
第 9506 条	予測・評価	797790
第 9507 条	照査	798791
第 9508 条	成果品	798791

第6章 林道橋定期点検業務

第 9601 条	業務目的	809802
第 9602 条	計画準備	809802
第 9603 条	現地点検	810803
第 9604 条	定期点検調査帳票の作成	810803
第 9605 条	報告書の作成	811804

第1章 総則

第101条	適用	812805
第102条	用語の定義	812805
第103条	受発注者の責務	814807
第104条	業務の着手	814807
第105条	調査地点の確認	814807
第106条	設計図書の支給及び点検	815808
第107条	監督員	815808
第108条	管理技術者	815808
第109条	照査技術者及び照査の実施	816809
第110条	担当技術者	816809
第111条	提出書類	816809
第112条	打合せ等	817810
第113条	業務計画書	817810
第114条	資料等の貸与及び返却	818811
第115条	関係官公庁への手続き等	818811
第116条	地元関係者との交渉等	819812
第117条	土地への立入り等	819812
第118条	成果物の提出	819812
第119条	関連法令及び条例の遵守	820813
第120条	検査	820813
第121条	修補	820813
第122条	条件変更等	821814
第123条	契約変更	821814
第124条	履行期間の変更	821814
第125条	一時中止	822815
第126条	発注者の賠償責任	822815
第127条	受注者の賠償責任等	822815
第128条	部分使用	823816
第129条	再委託	823816
第130条	成果物の使用等	823816
第131条	守秘義務	823816
第132条	個人情報への取扱い	824817
第133条	安全等の確保	825818
第134条	臨機の措置	826819
第135条	履行報告	827820
第136条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	827820
第137条	保険加入の義務	827820

第2章 機械ボーリング

第201条 目的	828 821
第202条 土質の区分	828 821
第203条 調査等	828 821
第204条 成果物	829 822

第3章 サンプリング

第301条 目的	830 823
第302条 採取方法	830 823
第303条 試料の取り扱い	830 823
第304条 成果物	830 823

第4章 サウンディング

第1節 標準貫入試験

第401条 目的	831 824
第402条 試験等	831 824
第403条 成果物	831 824

第2節 スクリューウェイト貫入試験(旧スウェーデン式サウンディング試験)

第404条 目的	831 824
第405条 試験等	831 824
第406条 成果物	832 825

第3節 機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験

第407条 目的	832 825
第408条 試験等	832 825
第409条 成果物	832 825

第4節 ポータブルコーン貫入試験

第410条 目的	832 825
第411条 試験等	832 825
第412条 成果物	833 826

第5節 簡易動的コーン貫入試験

第413条 目的	833 826
第414条 試験等	833 826
第415条 成果物	833 826

第5章 原位置試験

第1節 孔内水平載荷試験(プレッシャーメータ試験)

第501条 目的	834 827
第502条 試験等	834 827
第503条 成果物	834 827

第2節 地盤の平板載荷試験

第504条 目的	835 828
第505条 試験等	835 828
第506条 成果物	835 828

第3節 現場密度測定(砂置換法)

第507条 目的	835 828
第508条 試験等	835 828
第509条 成果物	835 828

第4節 現場密度測定(RI法)

第510条 目的	836 829
第511条 試験等	836 829
第512条 成果物	836 829

第5節 現場透水試験

第513条 目的	836 829
第514条 試験等	836 829
第515条 成果物	836 829

第6節 ルジオン試験

第516条 目的	836 829
第517条 試験等	837 830
第518条 成果物	837 830

第7節 速度検層

第519条 目的	837 830
第520条 試験等	837 830
第521条 成果物	837 830

第8節 電気検層

第522条 目的	837 830
第523条 試験等	837 830
第524条 成果物	838 831

第6章 解析等調査業務

第601条 目的	839 832
第602条 業務内容	839 832
第603条 成果物	840 832

第7章 軟弱地盤技術解析

第701条	目的	841 833
第702条	業務内容	841 833
第703条	成果物	842 834

第8章 物理探査

第1節 弾性波探査		
第801条	目的	843 835
第802条	業務内容	843 835
第2節 電気探査(比抵抗二次元探査)		
第803条	目的	843 835
第804条	業務内容	844 836

第9章 地すべり調査

第901条	目的	845 837
第902条	計画準備	845 837
第903条	地下水調査	845 837
第904条	移動変形調査	847 839
第905条	雨量観測	847 839
第906条	解析	848 840
第907条	すべり面の判定	848 840
第908条	地すべりブロック区分の確定	848 840
第909条	地すべり発生機構の判定	848 840
第910条	安定解析	849 841
第911条	対策工法選定	849 841
第912条	地すべり防止工事計画の策定	849 841
第913条	目標安全率	850 842
第914条	照査	850 842
第915条	報告書作成	850 842
第916条	施工計画調査	850 842
第917条	地すべり防止効果の検証	852 844
第918条	検証結果の取りまとめ	853 845

第10章 地形・地表地質踏査

第1001条	目的	854 846
第1002条	業務内容	854 846
第1003条	成果物	854 846

第11章 土質調査(海岸)

第1101条	適用の範囲	856 848
第1102条	準備	856 848
第1103条	位置測量	856 848
第1104条	足場	856 848
第1105条	ボーリング	856 848
第1106条	台船方式ボーリング	857 849
第1107条	原位置試験	857 849
第1108条	台船方式原位置試験	859 851
第1109条	乱れの少ない試料採取	859 851
第1110条	岩盤試料採取	861 853
第1111条	土質試験	861 853
第1112条	成果	861 853
第1113条	照査	862 854

第1章 総則

第101条	適用	863 855
第102条	用語の定義	863 855
第103条	受発注者の責務	865 857
第104条	業務の着手	865 857
第105条	測量の基準	865 857
第106条	業務の実施	865 857
第107条	設計図書の支給及び点検	866 858
第108条	監督員	866 858
第109条	管理技術者	866 858
第110条	担当技術者	866 858
第111条	提出書類	867 859
第112条	打合せ等	867 859
第113条	業務計画書	868 860
第114条	資料等の貸与及び返却	868 860
第115条	関係官公庁への手続き等	869 861
第116条	地元関係者との交渉等	869 861
第117条	土地への立入り等	869 861
第118条	成果物の提出	870 862
第119条	関連法令及び条例の遵守	870 862
第120条	検査	870 862
第121条	修補	871 863
第122条	条件変更等	871 863
第123条	契約変更	871 863
第124条	履行期間の変更	871 863
第125条	一時中止	872 864
第126条	発注者の賠償責任	872 864
第127条	受注者の賠償責任等	872 864
第128条	部分使用	873 865
第129条	再委託	873 865
第130条	成果物の使用等	873 865
第131条	守秘義務	873 865
第132条	個人情報の取扱い	874 866
第133条	安全等の確保	875 867
第134条	臨機の措置	876 868
第135条	履行報告	877 869
第136条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	877 869
第137条	保険加入の義務	877 869

第2章 路線測量

第1節 測量に関する一般事項

第201条 測量業務の区分	878 870
第202条 使用器材	878 870
第203条 測量の精度等	879 871
第204条 基準点	880 872
第205条 測量杭	880 872
第206条 測量野帳等	881 873
第207条 図面	881 873

第2節 基準点測量

第208条 作業実施	881 873
------------------	--------------------

第3節 予備測量

第209条 予備測量	881 873
------------------	--------------------

第4節 実測量

第210条 一般事項	882 874
第211条 I.P の選定	882 874
第212条 中心線測量	883 875
第213条 縦断測量	884 876
第214条 横断測量	885 877
第215条 平面測量	885 877
第216条 伐開	885 877

第5節 用地測量

第217条 一般事項	885 877
第218条 実測量	886 878

第6節 構造物設置箇所の測量

第219条 構造物設置箇所の測量	886 878
------------------------	--------------------

第7節 残土処理箇所の測量

第220条 残土処理場	886 878
-------------------	--------------------

第8節 その他箇所の測量

第221条 林業作業用施設等	887 879
第222条 地区全体計画に係る施設等	887 879

第3章 山地治山等測量

第1節 測量に関する一般事項

第301条 山地治山等測量業務の種類	888 880
第302条 使用器材	888 880
第303条 公差及び測定方法	890 882
第304条 基準点	891 883
第305条 測量杭	891 883

第306条 測量野帳等	891 883
第307条 図面	891 883
第308条 図面の縮尺	891 883
第2節 基準点測量等	
第309条 基準点測量	893 885
第310条 用地測量	893 885
第311条 現地測量	893 885
第3節 溪間工の測量	
第312条 踏査選点	893 885
第313条 中心線測量	893 885
第314条 縦断測量	894 886
第315条 横断測量	894 886
第316条 構造物計画位置横断測量	894 886
第4節 山腹工の測量	
第317条 踏査選点	894 886
第318条 平面測量	894 886
第319条 縦断測量	895 887
第320条 横断測量	895 887
第5節 防風林造成の測量	
第321条 踏査選点	895 887
第322条 平面測量	895 887
第323条 縦断測量	895 887
第324条 横断測量	896 888
第6節 なだれ防止林造成の測量	
第325条 踏査選点	896 888
第326条 平面測量	896 888
第327条 縦断測量	896 888
第328条 横断測量	897 889
第7節 土砂流出防止林造成の測量	
第329条 踏査選点	897 889
第330条 平面測量	897 889
第331条 縦断測量	897 889
第332条 横断測量	897 889
第8節 保安林整備の測量	
第333条 踏査選点	897 889
第334条 平面測量	898 890
第335条 縦断測量	898 890
第336条 横断測量	898 890
第9節 水土保持治山等の測量	
第337条 水土保持治山等の測量	898 890
第10節 地すべり防止の測量	
第338条 踏査選点	898 890

第339条	地形測量	898 890
第340条	測線測量	898 890
第341条	地すべり防止工の測量	899 891
第342条	設計に関わる測量の種類	899 891
第343条	測線測量	899 891
第344条	平面測量	899 891
第345条	縦断測量	899 891
第346条	横断測量	899 891

第4章 治山事業における防潮工等の測量

第1節 深浅測量

第401条	適用の範囲	901 893
第402条	測量準備	901 893
第403条	基準点測量	901 893
第404条	簡易検潮等	902 894
第405条	水深測量	902 894
第406条	成果	904 896
第407条	照査	904 896

第2節 汀線測量

第408条	適用の範囲	905 897
第409条	測量準備	905 897
第410条	基準点測量	905 897
第411条	水準測量	905 897
第412条	成果	905 897
第413条	照査	906 898

第5章 環境生物調査

第1節 プランクトン調査

第501条	適用の範囲	907 899
第502条	調査準備	907 899
第503条	位置測量	907 899
第504条	プランクトン調査	907 899
第505条	分析、解析・考察	907 899
第506条	成果	907 899
第507条	照査	908 900

第2節 卵・稚仔調査

第508条	適用の範囲	908 900
第509条	調査準備	908 900

第510条	位置測量	908 900
第511条	卵・稚仔調査	908 900
第512条	分析、解析・考察	909 901
第513条	成果	909 901
第514条	照査	909 901
第3節 底生生物調査		
第515条	適用の範囲	909 901
第516条	調査準備	909 901
第517条	位置測量	909 901
第518条	底生生物調査	909 901
第519条	分析、解析・考察	909 901
第520条	成果	910 902
第521条	照査	910 902
第4節 付着生物調査		
第522条	適用の範囲	910 902
第523条	調査準備	910 902
第524条	位置測量	910 902
第525条	付着生物調査	910 902
第526条	分析、解析・考察	910 902
第527条	成果	910 902
第528条	照査	910 902
第5節 藻場調査		
第529条	適用の範囲	911 903
第530条	調査準備	911 903
第531条	位置測量	911 903
第532条	藻場調査	911 903
第533条	分析、解析・考察	911 903
第534条	成果	911 903
第535条	照査	911 903
第6節 魚介類調査		
第536条	適用の範囲	911 903
第537条	調査準備	912 904
第538条	位置測量	912 904
第539条	魚介類調査	912 904
第540条	分析、解析・考察	912 904
第541条	成果	912 904
第542条	照査	912 904

その他 提出書類

提出書類一覧表	913905
様式第 1号 監督員の(決定・変更)について	914906
様式第 2号 業務打合簿	915907
様式第 3号 業務工程表	916908
様式第 4号 管理技術者 決定(変更)通知書	917909
様式第 5号 照査技術者 決定(変更)通知書	918910
様式第 6号 担当技術者 決定(変更)通知書	919911
様式第 7号 在籍証明書	920912
様式第 8号 土木関係建設コンサルタント業務 技術者経歴書	921913
様式第 9号 業務計画書の提出について	923915
様式第10号 業務完了報告書	924916
様式第11号 履行期間延長申請書	925917
様式第12号 身分証明書発行申請書	926918
様式第13号 委任(下請負)承諾申請書	927919
様式第14号 委任(下請負)承諾書	928
様式第1514号 委任(下請負)通知書	929920
様式第1615号 貸与品引渡通知書	930921
様式第1716号 貸与品受領書	931922
様式第1817号 貸与品返納書	932923
様式第1918号 委託業務履行報告書	933924
様式第2019号 部分使用同意書	934925
様式第20号 委任(下請負)承諾書	926
別記様式 業務計画書記入例	935927

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

第 1101 条 適 用

設計業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部の発注する土木工事に係る設計及び計画業務(当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。)に係る土木設計業務等委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

1. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
2. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
3. 測量業務及び地質・土質調査業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

第 1102 条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、収支等命令者をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般継承人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第 9 条第 1 項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び一般監督員を総称していう。
4. 「検査員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第 32 条第 2 項(現地調査等がない場合は、契約書第 30 条第 2 項)の規定に基づき、検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
6. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
7. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
8. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書に規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

第 1111 条 打合せ等

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(業務打合簿)に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて業務打合簿を作成するものとする。
2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が業務打合簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。
4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※¹「ウィークリースタンス」※²に努める。
※¹ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。
※²ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

第 1112 条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 14 日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要	(2) 実施方針
(3) 業務工程	(4) 業務組織計画(担当者の一覧表を記載すること)
(5) 打合せ計画	(6) 成果物の品質を確保するための計画
(7) 成果物の内容、部数	(8) 使用する主な図書及び基準
(9) 連絡体制(緊急時含む)	(10)使用する主な機器
(11)その他	

(2)実施方針又は(11)その他には、第 1131 条個人情報の取扱い、及び第 1132 条安全等の確保に関する事項も含めるものとする。

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

ない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。

2. 監督員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 1134 条 履行報告

受注者は、他業務との工程調整が必要な場合や、本業務の遅れにより社会的影響が大きい場合等は、監督員の指示により委託業務履行報告書を作成・提出しなければならない。

第 1135 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督員に提出しなければならない。

第 1136 条 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第 1137 条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

1. 主要技術基準及び参考図書

〔1〕 共通			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準[2009 年改訂版]	土木学会	H21.2
3	水理公式集 2018 平成 31 年版	土木学会	R 元.3 H11.11
4	JIS ハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R7.3 R6.3
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R 元.9
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3
10	土木工事共通仕様書、公園緑地共通仕様書、港湾・漁港共通仕様書	佐賀県	R7.7 R6.8
11	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25.3
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	R2.12 H21.11
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R7.3 R2.3
15	公共測量 作業規定の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	R7.7 H29.4
16	公共測量 作業規定の準則 解説と運用 (地形測量及び写真測量編) (基準点測量編、応用測量編)	日本測量協会	R6.6 R6.4 H28.3

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
17	測量成果電子納品要領	国土交通省	R6.3
18	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11
19	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5
20	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	R6.2 H26.5
21	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R6.3
22	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R6.3
23	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30.3
24	20222017 年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	R5.3 H30.3
25	20232014 年制定 舗装標準示方書	土木学会	R5.10 H27.10
26	20232013 年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	R5.9 H25.10
27	20232018 年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連規準】+【JIS 規格集】	土木学会	R5.10 H30.10
28	20222018 年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	R5.3 H30.10
29	20232017 年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	R5.9 H30.3
30	20222012 年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	R5.3 H25.3
31	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	H28.3
32	CAD製図基準	国土交通省	H29.3
33	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29.3
34	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R5.3 R2.3
35	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27.6
36	コンクリートライブラリー66 号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
37	2016 年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説／[山岳工法編]・同解説	土木学会	H28.8
38	2016 年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説／[山岳工法編]・同解説	土木学会	H28.8
39	2016 年制定 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説／[開削工法編]・同解説	土木学会	H28.8
40	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3
41	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2
42	日本下水道協会規格(JSWAS) シールド工用標準セグメント(A-3, 4)	日本下水道協会	H13.7
43	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会	H16.12
44	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11
45	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	地盤工学会	H24.5
46	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5
47	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	R6.10 H23.9
48	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	R6.10 H23.9
49	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10
50	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3
51	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	平成元.6
52	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	H30 毎年発行
53	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	R6.6 毎年発行
54	近接基礎設計施工要領(案)	建設省土木研究所	S58.6
55	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7
56	高圧受電設備規程	日本電気協会	R2 H26.5
57	防災設備に関する指針－電源と配線及び非常用の照明装置－ 2004 年版	日本電設工業協会	H16.9

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
58	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H7.8
59	日本建設機械要覧 2022 2016 年版	日本建設機械施工協会	R4.3 H28.3
60	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第 3 版)	日本建設機械施工協会	H13.2
61	建設発生土利用技術マニュアル 第 4 班	土木研究センター	H25.11
62	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル 広報推進会議	H14.11
63	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行
64	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20.3
65	基盤地図情報原型データベース地理空間データ 製品仕様書(案)【数値地形図編】第 2.3 版	国土地理院	H26.4
66	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24.5
67	地すべり対策技術設計実施要領 H19 年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11
68	猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイヌワシ、ク マタカ、オオタカー	環境省	H24.12
69	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22.3
70	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ．基 本評価編	環境庁	H27.10 H11.6
71	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ．地 域評価編(道路に面する地域)	環境庁	H12.4
72	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver.5.3.04 0.1	環境省 水・大気環境局	R7.7 H30.3
73	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11
74	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	R2.11 R元.11
75	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院	R6.11 R元.11
76	製品仕様書等サンプル 水準測量	国土地理院	R6.9 R元.11
77	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国土地理院	R6.9 R元.11
78	製品仕様書等サンプル 撮影(標定点の設置、撮 影、同時調整)	国土地理院	R6.9 R元.11

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
79	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国土地理院	R6.9 R元.11
80	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国土地理院	R6.9 R元.11
81	製品仕様書等サンプル 応用測量	国土地理院	R6.9 R元.11
82	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国土地理院	R6.9 H29.10
83	土木工事数量算出要領(案)	国土交通省	R6 R2.4
84	土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国土交通省	R2.4
85	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル(案)	国土地理院	H24.5
86	GNSS 測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H29.2
87	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7
88	マルチ GNSS 測量マニュアル(案) 近代化 GPS、Galileo 等の活用	国土地理院	R2.6
89	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25.6
90	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4
91	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)	国土交通省	H21.4
92	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27.6
93	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案)	国土交通省	H28.3
94	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28.7
95	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H29.3
96	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29.3
97	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(2023 年版)	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改訂委員会	R5.3
98	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(改定版)	土木研究所(編集) 地盤汚染対応技術検討委員会	H24.4

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
99	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所(編集)	H17.12
100	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所(監修) 土木研究センター(編集)	H21.10
101	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6
102	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6
103	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31.1
104	UAV を用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H29.3
105	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H30.3
106	UAV 搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H30.3
107	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル(案)	国土地理院	H31.3
108	航空レーザ測探機を用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院	H31.4 H31.3
109	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル(案)	国土地理院	R 元.12
110	佐賀県公共測量作業規定	佐賀県	R2.3
111	電子納品運用ガイドライン	佐賀県	H24.2
112	佐賀県公共事業景観形成指針解説書	佐賀県	H22.3

[2]河川・海岸・砂防・ダム関係

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R2.3
2	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60.9

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
3	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12.12
4	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13.6
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2.4
6	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	R6.3 H30.3
7	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国土交通省	R6.3 H16.3
8	改訂新版 国土交通省建設省河川砂防技術基準 (案) 設計編(I・II)	国土交通省 建設省	R6.6 H9.5
9	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省	R3.10 H27.3
10	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28.3
11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	R6.6 H28.3
12	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1
13	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準 (案)解説と設計実例	日本河川協会	H19.9
14	流域貯留施設等技術指針(案) 一増補改訂版一	雨水貯留浸透技術協会	H19.4
15	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H30.5
16	数字でみる港湾 20242020	日本港湾協会	R6.8 R2.7
17	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・水門鉄管技術基準(水圧鉄管・鉄鋼構造物編, 溶接・接合編)第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構 造物、溶接・接合編)-付解説- ・水門鉄管技術基準(FRP(M) 水圧管編) FRP (M)水圧管編	(一社)電力土木技術協会	H19.9 R6.9 H19.6 R2.7 H22.4
18	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.11 H10.12
19	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21.4
20	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28.3

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
21	ダム・堰施設技術基準(案) ← 基準解説編・マニュアル編 →	ダム・堰施設技術協会	R2.7 H28.10
22	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12
23	鋼製起状ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	R2.10 H11.10
24	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.8
25	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.6
26	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26.3
27	揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説	河川ポンプ施設技術協会	R2.1 H27.2
28	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H30.8
29	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3
30	(第 2 次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8
31	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H26.12
32	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5
33	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1
34	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3
35	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61.11
36	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6
37	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
38	平成 28 年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・ 国土保全局河川環境課	H28.1
39	平成 28 年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・ 国土保全局河川環境課	H28.1
40	河川関係法令例規集(加除式)	第1法規	—
41	護岸の力学設計法 ←改訂	国土技術研究センター	R5.10 H19.11

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
42	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57.3
43	漁港・漁場の施設の設計 参考図書の手引 2023 2015 年版	全国漁港漁場協会	R5.4 H28.3
44	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会	S52.3
45	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	H28.11
46	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13.2
47	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9
48	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5.6
49	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務) 国	国土開発技術研究センター	H5.10
50	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11
51	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11
52	土木構造物設計マニュアル(案)－樋門編－	全日本建設技術協会	H14.1
53	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
54	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6.3
55	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18.1
56	人工リーフの設計の手引き(改訂版)の一部改訂	全国海岸協会	H29.6
57	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	R6.4 H17.4
58	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3.3
59	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17.10
60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3.3
61	農地防災事業便覧 平成 10 年度版	農地防災事業研究会	H11.1
62	漁港計画の手引 平成 4 年度改訂版	全国漁港協会	H4.11

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
63	漁港海岸事業設計の手引	全国漁港漁場協会	R3.3 H25.11
64	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3.8
65	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6.9
66	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3.1
67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・ 国土保全局河川環境課	H27.3
68	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15.7
69	新編・鋼製砂防構造物設計便覧(令和3年版)	砂防・地すべり技術センター	R3.9
70	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11.4
71	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H15.6 H20.5
72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例-急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	R 元.5
73	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H 元.4
74	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3.6
75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6
76	改訂 3 版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.7
77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18.7
78	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23 年改訂版)	電力土木技術協会	H23.3
79	ダムの地質調査	土木学会	S62.6
80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4
81	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-	土木学会	H12.12
82	軟岩の調査・試験の指針(案)～1991 年版～	土木学会	H3.11
83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10
85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18.8 H19.7
86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2
87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、 農林水産省農村 振興局、 水産庁	H18.1
88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H30.6
89	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13.8
90	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間 利用実態調査編)	国土交通省	H30.12
91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建設省河川局	H31.3
92	試験湛水実施要領(案)	国土交通省	H11.10
93	台形 CSG ダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H26.6
94	改訂版 巡航 RCD 工法施工技術資料	ダム技術センター	H24.2
95	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術 指針(案)	国土交通省	H31.3
96	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究 グループ(地質)他	H18.3
97	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19.9
98	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22.5
99	洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第 4 版)	国土交通省	H27.7
100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン(第 53 版)	国土交通省	R元.9 R6.3
101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28.4 R5.5
102	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解 説	国土技術政策総合研究所	H28.4
103	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28.4

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
104	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準;解説	リバーフロント整備センター	H23.10
105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17.6
106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28.3
107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14.2
108	海岸施設設計便覧2000年版	土木学会	H12.11
109	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15.3
110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	R2.4
111	津波浸水想定の設定の手引き Ver.2.11 4 ⁰	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	R5.4 H31.4
112	津波の河川遡上解析の手引き(案)	国土技術研究センター	H19.5
113	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン (Ver3.1)	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H28.4
114	海岸における水防警報の手引き(案)	国土交通省 河川局防災課・海岸室	H22.3
115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21.6
116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R2.6
117	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3.1
118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3.1
119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3.1
120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	建設省砂防部	R3.1

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R4.3
122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部	R3.6
123	土砂災害警戒情報の基準設定・検証の考え方	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁大気海洋部、国土交通省国土技術政策総合研究所	R5.3
124	土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン	国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	R2.10
125	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27.4
126	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	R5.3
127	火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H25.3
128	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20.1
129	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)	国土交通省河川局砂防部保全課	H22.2
130	山地河道における流砂水文観測の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24.4
131	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25.1
132	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H24.6
133	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21.1
134	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20.12
135	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20.11
136	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17.7
137	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28.12
138	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8.2
139	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所寒地土木研究所	H22.3
140	火山砂防計画策定指針	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R5.3

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
141	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26.9
142	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23.11
143	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	R4.3 H31.3
144	海岸施設設計便覧(2000 年版)	土木学会	H12.11
145	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・国土交通省水産庁・運輸省・建設省	R5.3 H7.4
146	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19.3
147	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24.2
148	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25.6
149	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)	国土交通省	H27.3
150	水文観測業務規程	国土交通省	H29.3
151	水文観測業務規程細則	国土交通省 水管理・国土保全局	H29.3
152	水文観測データ統計処理要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26.3
153	水文観測データ品質照査要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26.3
154	水文観測	全日本建設技術協会	H14
155	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13.9
156	流量観測の高度化マニュアル(高水流量観測編)	土木研究所	H28.6
157	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒地土木研究所	H24.3
158	河川構造物の耐震性能照査指針・解説 (Ⅰ.共通編、Ⅲ.自立式構造の特殊堤辺、Ⅴ.揚排水機場編) (Ⅱ.堤防編) (Ⅳ.水門・日門及び堰編)	国土交通省 水管理・国土保全局治水課	H24.2 H28.3 R2.6
159	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財)リバーフロント整備センター	H12.3

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
160	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局	R6.6 H18.10
161	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局河川環境課・治水課・防災課	H22.8
162	大河川における多自然川づくり－Q&A形式で理解を深める－	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H31.3
163	実践的な河川環境の評価・改善の手引き	(財)リバーフロント研究所	H31.3
164	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H30.3
165	高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver.2.11 10	農林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R5.4 R3.7
166	小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国土交通省	R2.6
167	ダム事業における環境影響評価配慮作成の手引き(案)	国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課	R2.6
168	豪雨時の土砂生産をともなう土砂動態解析に関する留意点	国土交通省国土技術政策総合研究所	H27.11
169	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置検討の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H30.11
170	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対策の基本的考え方(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	R2.6
171	高潮特別警戒水位の設定の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	R4.5 R3.5
〔3〕道路関係			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60.9

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
2	道路環境影響評価要覧（1992 年版）	道路環境研究所	H4.9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	R3.3 H27.6
4	第7次改訂 道路技術基準通達集 － 基準の変遷と通達－	ぎょうせい	H14.3
5	林道規程－運用と解説－	日本林道協会	R3.12 H23.8
6	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2
7	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
8	自転車道必携	自転車道路協会	S60.3
9	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25.6
10	交通工学ハンドブック 2014	交通工学研究会	H25.12
11	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9
13	道路の交通容量 1985	交通工学研究会	S62.2
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL 7th Edition	Transportation Research Board	2022
15	改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 － 計画・設計・交通信号制御の手引き－	交通工学研究会	H30.11
16	平面交差の計画と設計－応用編－2007	交通工学研究会	H19.10
17	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24.1
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
19	改定 生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29.3
20	道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)及び道路環境影響評価の技術手法 4.騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音(令和2年度版)	国土技術政策総合研究所、土木研究所	H25.3
21	道路土工要綱	日本道路協会	H21.6

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
22	道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成 21 年度版)	日本道路協会	H21.6
23	道路土工盛土工指針(平成 22 年度版)	日本道路協会	H22.4
24	道路土工軟弱地盤対策工指針(平成 24 年度版)	日本道路協会	H24.8
25	道路土工仮設構造物工指針	日本道路協会	H11.3
26	道路土工擁壁工指針(平成 24 年度版)	日本道路協会	H24.7
27	道路土工カルバート工指針(平成 21 年度版)	日本道路協会	H22.3
28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第 43 版	土木研究センター	H26.8
29	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第 43 回改訂版	土木研究センター	H26.8
30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 第二回改訂版	土木研究センター	H25.12
31	アダムウォール(補強土壁)工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26.12 H26.9
32	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H30.4
33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成 11 年改訂)	強化プラスチック複合管協会	H11.3
34	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11.3
35	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本 PC ボックスカルバート製品協会	H24.3
36	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25.10
37	道路橋示方書・同解説(Ⅰ 共通編)	日本道路協会	H29.12
38	道路橋示方書・同解説(Ⅱ 鋼橋・鋼部材編)	日本道路協会	H29.12
39	道路橋示方書・同解説(Ⅲ コンクリート橋・コンクリート部材編)	日本道路協会	H29.12
40	道路橋示方書・同解説(Ⅳ 下部構造編)	日本道路協会	H29.12
41	道路橋示方書・同解説(Ⅴ 耐震設計編)	日本道路協会	H29.12

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
42	鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会	R2.9
43	鋼道路橋設計便覧(令和 2 年度改訂版)	日本道路協会	R2.9
44	鋼道路橋施工便覧(令和 2 年度改訂版)	日本道路協会	R2.9
45	道路橋耐風設計便覧(H19 改訂版)	日本道路協会	H20.1
46	杭基礎設計便覧(令和 2 年度改訂版)	日本道路協会	R2.9
47	杭基礎施工便覧(令和 2 年度改訂版)	日本道路協会	R2.9
48	鋼管矢板基礎設計施工便覧(令和 4 年度改訂版)	日本道路協会	R5.2
49	斜面上の深礎基礎設計施工便覧(令和 3 年度版)	日本道路協会	H24.4
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54.1
51	コンクリート道路橋設計便覧(令和 2 年改定版)	日本道路協会	R2.9
52	コンクリート道路橋施工便覧(令和 2 年改訂版)	日本道路協会	R2.9
53	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.4
54	道路橋支承便覧	日本道路協会	H30.12
55	鋼道路橋防食便覧 改訂版	日本道路協会	H26.3
56	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54.2
57	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.4
58	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19.3
59	鋼構造架設設計施工指針[20242012 年版]	土木学会	R7.1 H24.6
60	美しい橋のデザインマニュアル第 1 集	土木学会	H5.3
61	美しい橋のデザインマニュアル第 2 集	土木学会	H5.7
62	橋の美Ⅰ－道路橋景観便覧 橋の美Ⅱ－道路橋景観便覧	日本道路協会	S52.7 S56.6

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
	橋の美Ⅲ－橋梁デザインノート	日本道路協会	H4.5
63	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 平成 20 年改訂版	日本道路協会	H20.10
64	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11
65	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説(令和元年 9 月改訂版)	日本道路協会	R 元.9
66	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(令和2年度)	日本道路協会	R2.8
67	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版)	日本道路協会	H28.11
68	道路トンネル観察・計測指針 平成 21 年改訂版	日本道路協会	H21.2
69	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10
70	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2
73	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9
74	舗装設計施工指針 平成 18 年版	日本道路協会	H18.2
75	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4.12
76	舗装設計便覧 平成 18 年版	日本道路協会	H18.2
77	舗装施工便覧 平成 18 年版	日本道路協会	H18.2
78	アスファルト混合所便覧(平成 8 年版)	日本道路協会	H8.10
79	舗装再生便覧 令和 6 平成 22 年版	日本道路協会	R6.3 H22.11
80	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59.9
81	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61.9
82	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鉄鋼スラグ協会	S57.7
83	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	編集:鉄鋼スラグ路盤設計施工指針作成委員会 発行:土木研究センター	H27.3

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
84	インターロッキングブロック舗装設計施工要領 平成 29 年版	インターロッキングブロック 舗装技術協会	H29.3
85	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	R6.7 H29.7
86	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成 27 年版	国土交通省	H27.3
87	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5
88	舗装性能評価法－必須および主要な性能指標の評価法編－	日本道路協会	H25.4
89	舗装性能評価法別冊－必要に応じ定める性能指標の評価法編－	日本道路協会	H20.3
90	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53.7
91	舗装調査・試験法便覧(平成 31 年度版)(全4分冊)	日本道路協会	H31.3
92	道路震災対策便覧(震前対策編)平成 18 年度改訂版	日本道路協会	H18.9
93	道路震災対策便覧(震災復旧編)令和4平成18年度改訂版	日本道路協会	R5.3 H19.3
94	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	R 元.7
95	落石対策便覧(平成 29 年 12 月改訂版)	日本道路協会	H29.12
96	道路緑化技術基準・同解説 改訂版	日本道路協会	H28.3
97	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会	H29.3
98	道路防雪便覧	日本道路協会	H2.5
99	共同溝設計指針	日本道路協会	S61.3
100	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3
101	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
102	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8
103	防護柵の設置基準・同解説(改訂版)/ボラード設置便覧	日本道路協会	R3.
104	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
105	道路標識設置基準・同解説 改訂版	日本道路協会	R2.6
106	道路標識構造便覧	日本道路協会	R2.6
107	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
108	道路照明施設設置基準・同解説 (H19 改訂版)	日本道路協会	H19.10
109	道路・トンネル照明器材仕様書 平成 30 年版	建設電気技術協会	H31.3
110	LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省	H27.3
111	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
112	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.9
113	道路標識ハンドブック (2021 年度版) 道路標識ハンドブックⅡ (2024 2021 年度版) 道路標識ハンドブックⅢ (2024 2020 年度版)	全国道路標識・標示業協会編	R4.1 R6.9 R4.1 R6.9 R3.3
114	路面標示ハンドブック第5版	全国道路標識・標示業協会編	H30.10
115	駐車場設計 ・ 施工指針・同解説	日本道路協会	H4.11
116	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11.9
117	(補訂版)道路のデザイン 道路デザイン指針 (案)とその解説	日本みち研究所	H29.11
118	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所	H29.11
119	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同 解説	日本道路協会	H19.1
120	道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H8.8
121	道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター	H8.8
122	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8.12
123	道路防災点検の手引[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H19.9
124	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要 領(案)	国土交通省道路局国道・防災 課	H16.3

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
125	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	R6.3 H31.3
126	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国道課長	H14.5
127	道路脚のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領(案)	高速国道課長、国道課長、有料道路課長	H15.3
128	PCT 桁橋の間詰めコンクリート点検要領(案)	国道課長	H15.1
129	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国道・防災課長	H28.12
130	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案)	国道・防災課長	H16.3
131	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	R5.3
132	舗装点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H29.3
133	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3
134	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3
135	歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3
136	附属物(標識、照明施設等)点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3
137	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30.4
138	舗装性能評価法 -必須および主要な性能指標編-(平成 25 年版)	日本道路協会	H25.4
139	舗装性能評価法 -必要に応じ定める性能指標の評価法編-	日本道路協会	H20.3
140	令和 2 年粉じん障害防止規則等対応版 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)	建設業労働災害防止協会	R6.4 H24.3
141	道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案)	日本建設機械施工協会	H15.7
142	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25.7
143	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28.3
144	ラウンドアバウトマニュアル 2021	交通工学会	R3.8

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
145	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局	R6.6 H28.7
146	道路橋ケーブル構造便覧	日本道路協会	R3.11
147	舗装種別選定手引き	日本道路協会	R3.12
148	PC コンボ橋の設計計算例	プレストレスト・コンクリート建設業協会	R3.1
149	アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧	日本道路協会	R5.3
150	三次元点群データを活用した道路斜面災害リスク箇所の抽出要領(案)	国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課 課長補佐	R3.10
151	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン	厚生労働省	R6.3

〔4〕公園緑地関係

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	都市公園技術標準解説書(令和 7 平成 28 年度版)	日本公園緑地協会	R7.6 H28.6
2	造園施工管理(改訂第 2827 版)技術編	日本公園緑地協会	R3.5 H27.6
3	屋外スポーツ体育施設の建設指針 各種スポーツ施設の設計・施工(令和 5 平成 24 年改訂版)	日本スポーツ体育施設協会	R5.3 H24.5
4	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H28.3
5	開発許可の手引き	佐賀県 県土整備 県土づくり本部 まちづくり推進課	R6.7 H20.2
6	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	公共建築協会	R7 H28 年度版
7	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	公共建築協会	R7 H28 年度版
8	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	公共建築協会	R7 H28 年度版
9	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	公共建築協会	R7 H28 年度版
10	公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	公共建築協会	R7 H28 年度版
11	建築工事標準詳細図	公共建築協会	R4 H28 年度版

12	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	日本建築学会	R6.12 H22.2
13	建築基礎構造設計指針	日本建築学会	R 元.11 H13.10
〔5〕農業農村整備			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	土地改良事業計画設計基準(計画「海面開拓」)	(社)農業農村工学会	S41.3
2	土地改良事業計画設計基準(設計「水利アスファルト工(前編)」)	(社)農業農村工学会	S42.2
3	土地改良事業計画設計基準(設計「水利アスファルト工(後編)」)	(社)農業農村工学会	S45.6
4	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「水路トンネル」)	(社)農業農村工学会	H26.7
5	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「水路工」)	(社)農業農村工学会	H26.3
6	土地改良事業計画設計基準(設計「ダム」)	(社)農業農村工学会	H15.4
7	土地改良事業計画設計基準(設計「農道」)	(社)農業農村工学会	H17.3
8	土地改良事業計画設計基準(計画「水温水質」)	(社)農業農村工学会	S42.11
9	土地改良事業計画設計基準(計画「河口改良」)	(社)農業農村工学会	S42.11
10	土地改良事業計画設計基準(計画「農地開発(開畑)」)	(社)農業農村工学会	S52.1
11	土地改良事業計画設計基準(計画「農地保全」)	(社)農業農村工学会	S54.7
12	土地改良事業計画設計基準(計画「水質障害対策」)	(社)農業農村工学会	S55.8
13	土地改良事業計画設計基準(計画「土層改良」)	(社)農業農村工学会	S59.1
14	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「農業用水(水田)」)	(社)農業農村工学会	H22.7
15	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「農業用水(畑)」)	(社)農業農村工学会	H27.5
16	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「ほ場整備(水田)」)	(社)農業農村工学会	H25.4
17	土地改良事業計画設計基準(計画「暗きょ排水」)	(社)農業農村工学会	R2.7

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
18	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「農道」)	(社)農業農村工学会	H13.8 H19.3(追補)
19	土地改良事業計画設計基準(計画「農地地すべり防止対策」)	(社)農業農村工学会	R4.5
20	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「ポンプ場」)	(社)農業農村工学会	H30.5
21	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「頭首工」)	(社)農業農村工学会	H20.3
22	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「パイプライン」)	(社)農業農村工学会	R3.6
23	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「排水」)	(社)農業農村工学会	H31.4
24	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「ほ場整備(畑)」)	(社)農業農村工学会	R2.7
25	土地改良事業計画指針(マイクロかんがい)	(社)農業農村工学会	H6.4
26	土地改良事業計画指針(農地開発(改良山成畑工))	(社)農業農村工学会	H4.5
27	土地改良事業計画指針(防風施設)	(社)農業農村工学会	S62.9
28	土地改良事業計画指針(畑地帯集水利用)	(社)農業農村工学会	H2.4
29	土地改良事業計画指針(農村環境整備)	(社)農業農村工学会	H9.2 H14.1(追補)
30	土地改良事業設計指針(ファームポンド)	(社)農業農村工学会	H11.3
31	土地改良事業設計指針(ため池整備)	(社)農業農村工学会	H27.5
32	土地改良事業設計指針(耐震設計)	(社)農業農村工学会	H27.5
33	改訂七版農業農村工学ハンドブック	(社)農業農村工学会	H22.8
34	土地改良事業標準設計(擁壁)	(社)農業農村整備情報総合センター	H11.3
35	土地改良事業標準設計(農地造成)	(社)農業農村整備情報総合センター	H1.1
36	土地改良事業標準設計(ほ場整備)	(社)農業農村整備情報総合センター	H3.3
37	土地改良事業標準設計(水路付帯構造物)	(社)農業農村整備情報総合センター	H1.1
38	土地改良事業標準設計図面集(パイプライン付帯工)	(社)農業農村整備情報総合センター	H8.3

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
39	土地改良事業標準設計図面集(橋梁下部工)	(社)農業農村整備情報総合センター	H11.3
40	土地改良事業標準設計図面集(ボックスカルバート)	(社)農業農村整備情報総合センター	H11.3
41	土地改良事業標準設計図面集(鉄筋コンクリート二次製品)	(社)農業農村整備情報総合センター	H13.2
42	土地改良事業標準設計図面集(擁壁工)	(社)農業農村整備情報総合センター	H13.12
43	電気設備計画設計技術指針(特別高圧編)	(社)農業土木機械化協会	H20.3
44	電気設備計画設計技術指針(高低圧編)	(社)農業土木機械化協会	H19.10
45	水管理制御方式技術指針(計画設計編)	(社)農業土木機械化協会	H25.11
46	鋼構造物計画設計技術指針(小型水門扉利用の手引き編)	(社)農業土木事業協会	H22.3
47	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	(社)農業土木事業協会	H21.11
48	高Ns・高流速ポンプ設備計画技術指針	(社)農業土木事業協会	H18.3
49	鋼構造物計画設計技術指針(除塵設備編)	(社)農業土木事業協会	H27.3
50	バルブ設備計画設計技術指針	(社)農業土木機械化協会	H27.3
51	ゴム引布製起伏堰施設技術指針	(社)農業土木事業協会	H19.3

〔6〕森林整備

(森林整備共通)

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	治山林道必携(調査・測量・設計編)	(一社)日本治山治水協会、 日本林道協会	R7.9 H30.7
2	森林土木ハンドブック	林業土木コンサルタンツ	H17.6
3	森林土木工事安全施工技術指針	森林土木工事安全施工技術指針研究会	H29.11

4	森林土木木製構造物施工マニュアル	(一社)日本治山治水協会、 日本林道協会	R3.7 H30.7
(森林整備共通)			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
5	治山技術基準(総則・山地治山編)	日本治山治水協会	R6.1 H21.10
6	治山技術基準(防災林造成編)	日本治山治水協会	R4.6 H16.12
7	治山技術基準(地すべり防止編・保安林整備編)	日本治山治水協会	R6.11 H25.10
8	治山技術基準(保安林整備編)	日本治山治水協会	H12.7
89	治山ダム・土留工断面表	林業土木コンサルタンツ	H11.9
910	林道必携(技術編)	日本林道協会	R4.6 H23.9
(林道)			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1011	森林土木構造物標準設計(擁壁編)	林業土木コンサルタンツ	H18.10
1112	森林土木構造物標準設計コンクリート管技術資料	林業土木コンサルタンツ	H15.6
〔7〕電気・機械・設備等			
No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—
2	解説 電気設備の技術基準	経済産業省産業保安グループ 経済産業省原子力安全・保安 院	R4.7 H28.9
3	内線規程 JEAC 8001-20222018	日本電気協会 日本電機工業会	R4.12 H28.10
4	電気通信設備工事共通仕様書 令和 6 平成 31- 年版	国土交通省	R6.4 R元.6

第 1 編共通編－第 2 章設計業務等一般

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成 30 年版	建設電気技術協会	H30.9
6	建築設備設計基準 令和6 平成30 年版	公共建築協会 国土交通省	R6.3 H30.3
7	公共建築工事標準仕様書 [電気設備工事編] 令和7年 平成31年度 版	国土交通省	R7.5 H31.3
8	公共建築工事標準仕様書 [機械設備工事編] 令和7年 平成31年度 版	国土交通省	R7.5 H31.3
9	公共建築設備工事標準図 [電気設備工事編] 令和7 平成31 年版	国土交通省	R7.3 H31.3
10	公共建築設備工事標準図 [機械設備工事編] 令和7 平成31 年版	国土交通省	R7.5 H31.3
11	電気設備工事監理指針	公共建築協会	R4.10 H28.10
12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とり まとめ要領	建設電気技術協会	H12.3
13	通信鉄塔設計要領・同解説 通信鉄塔・局舎耐 震診断基準(案)・同解説 通信用鉄塔及び反射 板定期点検要領(案)・同解説	建設電気技術協会	R4 H25.3
14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	建設電気技術協会	H25.3
14 15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3
15 16	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会	H29.11
16 17	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建設電気技術協会	R5 H29.11
17 18	電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システ ム編)	建設電気技術協会	R5 H30.1
18 19	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会	H31.4
19 20	電気通信施設劣化診断要領・同解説(電力設備 編)	建設電気技術協会	H18.11
20 21	機械工事塗装要領(案)・同解説	国土交通省	R3.2 H22.3
21 22	機械工事共通仕様書(案)	国土交通省	R7.3 H29.3
22 23	機械工事 施工 管理基準(案)	国土交通省	R3.3 H29.3
23 24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル (案)	国土交通省	H27.3

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
24 25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H27.3
25 26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル(案)	国土交通省	H30.3
26 27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H28.3

注意:なお、使用に当たっては、最新版を使用するものとする。

第 2 編 河 川 編

第 1 章 河川環境調査

第 1 節 河川環境調査の種類

第 2101 条 河川環境調査の種類

河川環境調査の種類は、下記のとおりとする。

1. 環境影響評価
2. 河川水辺環境調査

第 2 節 環境影響評価

本調査は、「堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」((平成 25 年 4 月 1 日国土交通省令第 1 号))、「湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」((平成 25 年 4 月 1 日国土交通省令第 28 号))及び「放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成 25 年 4 月 1 日国土交通省令第 28 号)(以下この節において「技術指針省令」という)に準拠して実施するものとする。

第 2102 条 環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

1. 計画段階配慮書(案)の作成
2. 方法書(案)の作成

1. 環境影響評価

受注者は、表 2.1.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 2.1.1 成果物一覧表

成果物項目	摘要
計画段階配慮書(案)	※2
環境影響評価報告書一式	※1
方法書(案)	
準備書(案)	※2
評価書(案)	※2
評価書の補正等	

※ 1環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※ 2要約書(案)を含むものとする。

2. 河川水辺環境調査

受注者は、報告書を成果物として発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

受注者は、管渠以外(ex 取付道路、利水施設等)の種々の改築施設に対して各々代表的な一般構造図を作成するものとする。

(6) 施工計画

1) 施工計画及び仮設計画

受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

- ① 施工条件
- ② 施工方法
- ③ 土工計画
- ④ 工程計画
- ⑤ 動態観測の方法(計測が必要な場合)
- ⑥ 工事機械、仮設備とその配置
- ⑦ 環境保全対策
- ⑧ 安全対策

2) 仮設計画

受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物(仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等)の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

(7) 図面作成及びパース作成

受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打RC部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース(A3版)を1タイプについて作成する。

(8) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1). 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2). 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

第4編 道路編

第1章 道路環境調査

第1節 環境影響評価

本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成25年4月1日国土交通省令第28号)(以下この節において「技術指針省令」という)に準拠して実施するものとする。

第4101条 環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

1. 計画段階配慮書(案)の作成
2. 方法書(案)の作成
3. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定
4. 調査
5. 予測及び評価並びに環境保全措置の検討
6. 準備書(案)の作成
7. 評価書(案)の作成
8. 評価書の補正等

第4102条 計画段階配慮書(案)の作成

1. 業務目的

本業務は、計画段階配慮書(以下この節において「配慮書」という。)に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 評価書の補正等

受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。

(3) 要約書の修正等

受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。

(4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2節 成果物

第4110条 成果物

1. 環境影響調査

受注者は、表4.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

表4.1.1 環境影響評価成果物一覧表

成果物	摘要
計画段階配慮書(案)	※2
環境影響評価報告書一式	※1
方法書(案)	
準備書(案)	※2
評価書(案)	※2
評価書の補正等	

※ 1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※ 2 要約書(案)を含むものとする。

いて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第 1206 条設計業務の内容第 34 項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために、現地踏査を行う。現地踏査に当たっては、現地での交差道路、用排水系統等の現地状況の確認及び道路予備設計(A)、或いは同修正設計で計画されている構造物の位置等の基本的事項の把握を行うものとする。なお、現地調査(測量、地質調査、交通量調査)を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査事項について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 縦断設計

受注者は、既存資料及び現地踏査に基づいて、平面線形との組み合わせ、橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を設計するものとする。

(4) 横断設計

受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し法面勾配と構造を決定し、道路の横断構成、側道、水路等を設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物[擁壁(小構造物を除く)、函渠、特殊法面保護工、落石防護工等をいう。]及び、管渠(応力計算が必要なもの)、溝橋、大型用排水路(幅 2m または高さ 1.5m を超えるもの)、地下道、取付道路(延長 10m 以上)、側道、階段工(高さ 3m 以上)等について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第 4423 条一般構造物予備設計に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁(高さ 2m 未満)、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路(幅 2m 以下かつ高さ 1.5m 以下)、集水桝、防護柵工、取付道路(延長 10m 未満)、階段工(高さ 3m 未満)等の位置、形式、基本寸法等を決定するものとする。

(7) 用排水設計

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算を行い、用排水構造物を設計する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画等を十分把握して適切な設計を行うものとする。使用する用排水構造物は、標準設計図集を参照するものとする。

(8) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、予備設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行うものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、平面設計について、実測平面図を用い道路予備設計(B)、或いは同修正設計により決定された線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、20m毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。

(4) 横断設計

受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁(小構造物を除く)、函渠、特殊法面保護工、落石防護工等をいう。〕及び、管渠(応力計算が必要なもの)、溝橋、大型用排水路(幅 2m超かつ延長 100m超)、地下道、取付道路(幅 3m超かつ延長 30m超)側道、階段工(高さ 3m以上)等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする(照明施設は除く)。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第 4424 条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁(高さ 2m未満)、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路(幅 2m以下または延長 100m 以下)、集水桝、防護柵工、取付道路(幅 3m以下または延長 30m未満)、階段工(高さ 3m未満)等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

(8) 用排水設計

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。

(9) 舗装工設計

受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性(ライフサイクルコスト)等を考慮し、「舗装種別選定の手引き」(公益社団法人日本道路協会 R3.12)に示されたチェックシート等を参考にアスファルト舗装／コンクリート

る。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 設計計算

受注者は、基本的に定まった条件のもとで、適切な断面形状を検討し、杭種、杭径、杭長等すべての諸元を決定するものとする。

(3) 設計図

受注者は、構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。

(4) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 杭種決定の経緯と選定理由

3) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

第4423条一般構造物予備設計第3項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。

第8節 盛土・切土設計

第4427条 盛土・切土設計の区分

1. 盛土・切土設計は以下の区分により行うものとする。

(1) 盛土・切土予備設計

(2) 盛土・切土詳細設計

第4428条 盛土・切土予備設計

1. 業務目的

盛土・切土の設計は、使用目的との適合性・構造物の安定性・施工性・維持管理・経済性の観点から、盛土・切土ごとに構造形式の比較検討を行い、基本構造諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書の指示により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。なお、現地調査(測量、地質調査等)を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件について確認を行うと共に、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

設計に際して要求される性能は、重要度に応じ、連続又は隣接する構造物等の要求性能・影響を考慮して選定する。

(4) 概略設計計算(現況解析)

受注者は、計画した盛土・切土について、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足することを確認する。必要に応じて、軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施する。なお、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の概略設計を行う。

(5) 概略設計図

受注者は、上記までの検討結果に基づき下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり、以下の内容について記載するものとする。

1) 横断面

2) 設計条件(使用材料、荷重条件)

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 道路、鉄道、河川の交差条件
- 3) 主要断面の設計計算結果
- 4) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路設計報告書
- (2) 地質調査報告書
- (3) 実測平面図・実測縦横断図

第 4429 条 盛土・切土詳細設計

1. 業務目的

詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6428 条盛土・切土予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 設計計算(現況解析)

受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施する。なお、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。

- 1) 盛土 地盤圧密解析(一次元圧密沈下解析)
地盤破壊解析(円弧すべり解析)
地盤変形解析(簡便法あるいは詳細変形解析)
液状化判定(簡便法あるいは詳細解析)
 - 2) 切土のり面 のり面安定解析(すべり解析)
- (5) 対策工法の選定
- 軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析において、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の選定を行う。計画地点の地質条件および施工条件に対して適用可能な対策工を抽出し、各工法の特・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、比較検討の対象とする対策工を複数案選定する(一次選定)。
- (6) 設計計算(対策後解析)
- 選定された複数案の対策工について、所定の仕様に基づいて施工を実施した場合を想定した軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を行う。解析に際しては、各対策工とも、工種・対策範囲・材料強度・施工数量などをパラメータとして各々について 1 つあるいは複数ケースを検討するものとする。必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施するが、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。
- 1) 盛土 地盤圧密解析(一次元圧密沈下解析)
地盤破壊解析(円弧すべり解析)
地盤変形解析(簡便法あるいは詳細変形解析)
液状化判定(簡便法あるいは詳細解析)
 - 2) 切土のり面 のり面安定解析(すべり解析)
- (7) 最適工法の決定
- 各工法の特・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、総合比較検討により最適対策工法を決定する(二次選定)。
- (8) 設計図
- 受注者は、上記までの検討結果に基づき、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の横断図、平面図、縦断図を作成するものとする。
- (9) 数量計算
- 受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。
- (10) 照査
- 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。
- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

- 2) 一般図を基に位置、取り合い(道路現況構造物)及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行う。
- 4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 構造形式決定の経緯と選定理由
- 3) 構造各部の検討内容と問題点
- 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果
- 5) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

第4428条盛土・切土予備設計第3項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。

第98節 調整池設計

第44304427条 調整池設計の区分

1. 調整池設計は以下の区分により行うものとする。
 - (1) 調整池予備設計
 - (2) 調整池詳細設計

第44314428条 調整池予備設計

1. 業務目的

道路建設による路面排水は、放流先の河川管理者との協議により、開発行為による流出量増加に対し、流出抑制対策として調整池の設置を指導される場合がある。

調整池の設置が必要となった場合に、設計基準、河川条件、立地条件等の基本条件と整合を図り、調整池規模、基本構造諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画を作成し、監督員に提出するものとする。

作成するものとする。構造形式比較一覧表には、一般図（側面図、基礎工断面図）を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失および問題点を記述し各比較案の評価を行い、最適構造形式を明示するものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者および照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) ．基本条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかどうかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備等については、設計の目的に対応した情報が得られているかについて照査を行う。
- 2) ．設計方針、設計基準等の妥当性を確認し、基本設計に反映されているかの照査を行う。
- 3) ．設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 調整池の構造形式比較案それぞれについての技術的評価
 - 2) 構造形式比較一覧表
3. 貸与資料
- 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。
- (1) 実測平面図（縮尺1／500）
 - (2) 実測縦横断面図（縮尺1／100～1／200）
 - (3) 地質調査報告書

第 44324429 条 調整池詳細設計

1. 業務目的

道路建設における調整池詳細設計は、調整池予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料および予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・河川条件等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

第 6428 条第 2 項 (1) に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

第 6428 条第 2 項 (2) に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

(7) 数量計算

受注者は詳細構造に対して、各工種毎に数量計算書を作成するものとする。

(8) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
なお、照査事項は第4428条道路概略設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 構造形式決定の経緯と選定理由
- 3) 構造各部の検討内容と問題点
- 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果
- 5) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 基本設計報告書
- (2) 実測平面図(縮尺1/500)
- (3) 実測縦横断面図(縮尺1/100～1/200)
- (4) 地質調査報告書

第109節 成果物

第44334430条 成果物

受注者は、表4.4.1～表4.4.6に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破碎帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算(FEM解析等)及び補助工法の設計を行うものとする。

なお、切羽の自立が悪い場合に適用される支保パターン D I -a 以下では原則として鏡吹付けを実施することについて図面等の設計図書に記載することとする。

また、支保パターン C II -b 以上の場合であっても、以下のア～ウのいずれかの事項が発生することが懸念される場合には鏡吹付けの実施について検討する必要があることについて図面等の設計図書に記載することとする。

ア 鏡面から岩塊が抜け落ちる

イ 鏡面の押し出しを生じる

ウ 鏡面は自立せず崩れあるいは流出

3) 掘削方式及び掘削工法の確認

受注者は、予備設計成果に、その後の調査及び検討結果を加味して、掘削方式及び掘削工法の妥当性を確認するものとする。

(5) 坑門工設計

受注者は、決定された坑門工について、坑門躯体の構造計算を行うとともに、坑門工背部前部の土工、法面工、抱き擁壁工、排水工の設計を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部・背部の落石・雪崩防止工、地すべり対策工及び坑門工の杭基礎等の設計を行うものとする。

(6) 坑門工比較設計

受注者は、設計図書に基づき、実測平面図を用い、1坑口あたり3案程度の比較案を抽出し、総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定するものとする。

(7) 防水工等設計

受注者は、トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。

(8) 排水工設計

受注者は、トンネルの湧水及び路面水を適切に処理するため、覆工背面排水、路面排水、路盤排水を考慮し、排水溝、排水管、集水桝等の排水構造物の設計を行うとともに、トンネル内の排水系統の計画を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部の排水工の設計を行うものとする。

(9) 舗装工設計

受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理、経済性(ライフサイクルコスト)等を考慮し、トンネル内舗装(アスファルト舗装/コンクリート舗装等)の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

(10) 非常用施設設計

等)を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。

(4) 橋梁形式比較案の選定

受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案を**プレキャストを含む**3案以上を選定するものとする。

(5) 基本事項の検討

受注者は、設計を実施する橋梁形式比較案に対して、下記に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

- 1) 構造特性(安定性、耐震性、走行性)
- 2) 施工性(施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード)
- 3) 経済性
- 4) 維持管理(耐久性、管理の難易性)
- 5) 環境との整合(修景、騒音、振動、近接施工)

(6) 設計計算

受注者は、上部工の設計計算については、主要点(主桁最大モーメント又は軸力の生じる箇所)の概算応力計算及び概略断面検討を行い、支間割、主桁配置、桁高、主構等の決定を行うものとする。下部工及び基礎工については、躯体及び基礎工の形式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行うものとする。

(7) 設計図

受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、一般図(平面図、側面図、上下部工・基礎工主要断面図)を作成し、鉄道、道路、河川との関連、建築限界及び河川改修断面図等を記入するほか土質柱状図を記入するものとする。なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長、支間、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法のみとする。

(8) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、橋梁形式の選定に必要な概略の景観検討を行うものとする。

(9) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第4403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(10) 概算工事費

受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(11) 橋梁形式比較一覧表の作成

第 8 章 道路施設点検

第 1 節 道路施設点検の種類

第 4801 条 道路施設点検の種類

道路施設点検の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道路防災カルテ点検
- (2) 橋梁定期点検

第 2 節 道路防災カルテ点検

第 4802 条 道路防災カルテ点検

1. 業務目的

道路防災カルテ点検は、過年度に作成された道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 防災カルテを用いた点検

受注者は、「防災カルテ作成・運用要領」に定められた内容に従って、設計図書に示されたカルテ箇所(point)の点検を実施すること。

(3) 防災カルテ修正

受注者は、防災カルテ点検結果を「防災カルテ作成・運用要領」に基づき修正すること。

なお、修正方法については、事前に監督員と協議のうえ承諾を得ること。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 3 節 橋梁定期点検

橋梁定期点検は、「橋梁定期点検要領」及び「佐賀県橋梁点検マニュアル(以下、「定期点検要領等」という。) 及び「橋梁における第三者被害予防措置要領(案)」(以下、「第三者要領」という。) に基づき実施する定期点検に適用する。

第 4803 条 橋梁定期点検

1. 業務目的

橋梁定期点検は、橋梁利用者や第三者への被害の回避、落橋など長期にわたる機能不全の回避、長寿命化への時宜を得た対応などの橋梁に係る維持管理を適切に行うため、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行ううえで必要な情報を得ることを目的とする。

2. 業務内容

橋梁定期点検の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 計画準備

1) 業務計画書

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

① 安全管理計画

2) 実施計画書

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、監督員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 業務内容 | ⑦ 仮設備計画 |
| ② 対象橋梁位置図 | ⑧ 使用建設機械 |
| ③ 現地踏査の調査記録 | ⑨ 安全管理計画(交通規制含む) |
| ④ 業務実施方針 | ⑩ 環境対策 |
| ⑤ 実施体制 | ⑪ 連絡体制(緊急時含む。) |
| ⑥ 実施工程表 | |

3) 部材番号図等の整備

受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。

(2) 現地踏査

1) 現地踏査の内容

受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷(劣化等)程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状

況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、監督員と協議するものとする。

2) 緊急対応が必要な場合の報告

受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

(3) 橋梁検査員

受注者は、業務の実施にあたって橋梁検査員を定め監督員に提出するものとする。なお、橋梁検査員は、客観事実としての部材毎の損傷程度の評価や外観性状の記録、作業の安全管理等に適正な能力を有し、データの収集及び記録を適正に行うために必要な橋梁の設計、施工又は維持管理に関する知識を有する者とする。

(4) 定期点検

受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

1) 近接目視点検

点検は近接目視・打音・触診以外の方法も含めて、目的に照らして部材等の状態の客観事実を的確に把握することができる適切な方法により点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督員と協議するものとする。

2) 損傷程度の評価

点検対象橋梁について、定期点検要領等に基づき、損傷程度の評価を行う。

3) 定期点検結果の記録

定期点検結果をもとに、定期点検要領等に定める点検記録様式を作成するものとする。

4) 緊急対応が必要な場合の報告

点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

(5) 第三者被害予防措置

受注者は、次の項目について点検・措置及び資料の作成を行うものとする。

1) 打音検査及び第三者被害予防措置

打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、うき、はく離の範囲が広い場合やPC桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、監督員と協議するものとする。

2) 遠望目視及び非破壊検査

1次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査（赤外線サーモグラフィ法）」を採用する場合は、監督員と協議するものとする。

3) 第三者被害予防措置結果の記録

第三者被害予防措置結果をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。

4) その他

予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

(6) 関係機関との協議資料作成

受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、橋梁定期点検結果等においては佐賀県橋梁維持管理システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。

第4節 成果物

第4804条 成果物

受注者は、次の各号について成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

(1) 道路防災カルテ点検

点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。

(2) 橋梁定期点検

定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。

第 6 編 ダム編

第 1 章 ダム環境調査

第 1 節 ダム環境調査の種類

第 6101 条 ダム環境調査の種類

ダム環境調査の種類は、下記のとおりとする。

1. 環境影響評価
2. ダム湖環境調査

第 2 節 環境影響評価

本調査は、「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」((平成 25 年 4 月 1 日国土交通省令第 1 号)以下この節において「技術指針省令」という)に準拠して実施するものとする。

第 6102 条 環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

1. 計画段階配慮書(案)の作成
2. 方法書(案)の作成
3. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定
4. 調査
5. 予測及び評価並びに環境保全措置の検討
6. 準備書(案)の作成
7. 評価書(案)の作成
8. 評価書の補正等

第 6103 条 計画段階配慮書(案)の作成

1. 業務目的

本業務は、計画段階配慮書(以下この節において「配慮書」という。)に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書(案)、要約書

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6118 条 陸上昆虫類等調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺の陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第 6111 条魚介類調査に準ずるものとする。

(2) 室内分析

受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行う。また、必要に応じ標本の作成を行う。

(3) 調査成果の取りまとめ

受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6119 条 ダム湖利用実態調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査—調査マニュアル(案)」に準拠するものとする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

第9編 森林整備編

第1章 治山設計業務

第1節 治山ダム工設計

第9101条 治山ダム工予備設計

1. 業務目的

治山ダム及び副ダム等の予備設計は、設計図書に基づく設計条件、測量調査資料、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な治山ダム工等の基本諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査(測量、地質調査等)を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 基本事項検討

受注者は、治山ダム工等の計画条件を確認し、以下の検討を行い予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

ア 地質条件検討

地質調査資料を基に、地形、地盤強度、断層等の地質条件の検討整理を行う。

イ 設計条件検討

計画流量、計画土砂量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。

ウ 環境条件検討

環境の資料の検討、整理を行い予備設計の基礎資料とする。

(4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性・経済性、維持管理の難易、環境を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を基本として3案立案するものとする。

ア 治山ダム工等の形式の選定

治山計画、治山ダム工等の計画地点の形式条件、施工条件に基づき、諸基準との適合性を考慮して選定する。

イ 比較案作成

選定された治山ダム工等の形式を適用して、3案の位置・規模・効果量について、ペーパーロケーションにより基本形形式、構造の比較案を作成する。

第3章 治山施設点検業務

第9301条 事前調査

受託者は、設計図書に示された範囲に含まれる治山施設について、治山施設台帳等の既存資料から構造物の位置、諸元、保全対象等を調査する。

第9302条 治山施設の位置の確認(外業)

1. 受託者は、治山台帳等から把握した治山施設施工位置について、次の事項について確認を行い、錯誤があった場合は、正しい位置を図面に記すものとする。
 - (1) 治山施設台帳等に添付してある位置図及び平面図との整合
 - (2) 保安林管理図に記載のある施設の位置との整合
2. 携帯型GPS等を用いて治山施設の緯度・経度を計測し、治山台帳等に記録するものとする。

第9303条 施設の点検方法

施設の点検方法は、「治山施設個別施設計画策定マニュアル(案)」(平成28年3月林野庁版)によるほかは監督職員の指示によるものとする。

第9304条 報告書の作成

調査結果は、次の各号に掲げる図表等に取りまとめ、報告するものとする。

- (1) 「治山施設 **現地**点検 **チェックシート** **点検調査シート**」
- (2) 「施設点検結果集計表」及び電子データ
- (3) 施設点検状況写真(電子媒体で格納)
- (4) 成果図(施設位置の修正等を記載した 1/5,000 管理図(貸与品))

※「成果図」とは、発注者が作成した治山施設の位置を示した図面をいう。

2. 地質・土質調査業務共通仕様書

第1章 総則

第101条 適用

1. 地質・土質調査共通仕様書(以下「共通仕様書」という。))は、佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部の発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務(以下「地質・土質調査業務」という。))に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読みとりと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 設計業務及び測量業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、収支等命令者をいう。
2. 「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び一般監督員を総称していう。
4. 「検査員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第10条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
6. 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
7. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
8. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該調査業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
9. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
10. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

なお、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、同様にテクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第112条 打合せ等

1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(業務打合簿)に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(業務打合簿)を作成するものとする。
2. 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が業務打合簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。
4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1「ウィークリースタンス」※2に努める。
 ※1ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。
 ※2ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

第113条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があつた場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第133条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達令和27年3月)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

(2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設省大臣官房技術審議官通達昭和51年3月2日)を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し

第6章 解析等調査業務

第601条 目的

1. 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査を除くものとする。

第602条 業務内容

1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。
2. 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、調査計画の立案及び業務計画書の作成を行うものとする。
3. 既存資料の収集・現地調査は以下による。
 - (1) 関係文献の収集と検討
 - (2) 調査地周辺の現地調査
4. 資料整理とりまとめ
 - (1) 各種計測結果の評価及び考察
 - (2) 異常データのチェック
 - (3) 試料の観察
 - (4) ボーリング柱状図の作成
5. 断面図等の作成
 - (1) 地層及び土性の工学的判定
 - (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
6. 総合解析とりまとめ
 - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
 - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
 - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
 - (4) 地盤の透水性の検討(現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合)
 - (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討(具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討)
 - (6) 設計・施工上の留意点の検討(特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討)

3. 測量業務共通仕様書

第1章 総則

第101条 適用

1. 測量業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部の発注する測量業務に係る土木設計業務等委託契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 設計業務及び地質・土質調査業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、収支等命令者をいう。
2. 「受注者」とは、測量業務等の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び一般監督員を総称していう。
4. 「検査員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
6. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
7. 「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する物で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
8. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
9. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。
10. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。

督員と協議するものとする。

5. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
6. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※¹「ウィークリースタンス」※²に努める。
※¹ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。
※² ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

第113条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画(担当者の一覧表を記載すること)
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果物の品質を確保するための計画
 - (7) 成果物の内容、部数
 - (8) 使用する主な図書及び基準
 - (9) 連絡体制(緊急時含む)
 - (10) 使用機器の種類、名称及び性能
 - (11) その他
 - (2)実施方針又は(11)その他には、第131条個人情報の取扱い、及び第132条安全等の確保に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 受注者は、監督員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第114条 資料等の貸与及び返却

1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、直ちに監督員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第133条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達令和27年3月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

(2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。

- (3) 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない
 - (1) 受注者は建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止に必要な措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第134条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、天災等に伴い成果物の品質および工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第135条 履行報告

受注者は、他業務との工程調整が必要な場合や、本業務の遅れにより社会的影響が大きい場合等は、監督員の指示により委託業務履行報告書を作成・提出しなければならない。

第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、閉庁日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

第137条 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

提出書類一覧表

様式 No.	様 式 名 称	作成別	あて名	適用業務			提出期日
				測量	設計	地質 調査	
1	監督員の（決定・変更）について	発注者	受注者	○	○	○	監督員を決定した時
2	業 務 打 合 簿	受注者 監督員	監督員 受注者	○	○	○	必要時
3	業 務 工 程 表	受注者	発注者	○	○	○	契約締結後 5 日以内
4	管 理 技 術 者 決定 変更 通知書	受注者	発注者	○	○	○	〃
5	照 査 技 術 者 決定 変更 通知書	受注者	発注者	-	○	○	〃
6	担 当 技 術 者 決定 変更 通知書	受注者	監督員	○	○	○	契約締結後 1 4 日以内
7	在 籍 証 明 書	受注者	発注者 監督員	○	○	○	管理、照査、担当技術者通知に添付
8	土木関係建設コンサルタント業務 技術者経歴書	受注者	発注者 監督員	-	○	-	〃
9	業務計画書の提出について	受注者	監督員	○	○	○	契約締結後 1 4 日以内
10	業 務 完 了 報 告 書	受注者	発注者	○	○	○	業務完了時
11	履 行 期 間 延 長 申 請 書	受注者	発注者	○	○	○	履行期間 延 長 前
12	身分証明書発行申請書	受注者	監督員	○	○	○	第三者の土地に 立入る場合
13	委任（下請負）承諾申請書	受注者	発注者	○	○	○	必要時
1420	委任（下請負）承諾書	発注者	受注者	○	○	○	必要時
1514	委任（下請負）通知書	受注者	発注者	○	○	○	必要時
1615	貸 与 品 引 渡 通 知 書	監督員	受注者	○	○	○	引渡し時
1716	貸 与 品 受 領 書	受注者	監督員	○	○	○	引き渡しの日から 7 日以内
1817	貸 与 品 返 納 書	受注者	監督員	○	○	○	返納時
1918	委託業務履行報告書	受注者	監督員	○	○	○	前月分を翌月 5 日以内
2019	部分使用同意書	受注者	発注者	○	○	○	発注者が部分使用 を請求した時

※発注者：収支等命令者（契約事務担当者）、監督員：業務を担当する技術職員。

(様式第13号)

年 月 日

発注者

様

受注者 住 所
氏 名

委任（下請負）承諾申請書

年 月 日付けで委託契約を締結した下記業務について、

業務の一部を、下記により 委任したい から契約書第7条の3項により承諾を申請します。
請負わせたい

記

- 1 委託業務の名称
- 2 委任（下請負）委託等に
付する工種（業務）及び
予定業務量
- 3 委任（下請負）委託等に
付する工種（業務）の履
行期間
- 4 委任（下請負）者の住所
及び氏名
- 5 委任（下請負）委託等に
付する理由

(規格A4)

※この様式に記載された個人情報 は 契約書類として使用し、その他の目的には使用しません。

(様式第 1 4 ~~2~~ 0 号)

第 号
年 月 日

受注者

様

収支等命令者名

委任（下請負）承諾書

年 月 日付けで申請の 委 任 について
下請負

は、下記のとおり承諾します。

記

- 1 委託業務の名称
- 2 委任（下請負）委託等に
付する工種（業務）及び
予定業務量
- 3 委任（下請負）委託等に
付する工種（業務）の履
行期間
- 4 委任（下請負）者の住所
及び氏名
- 5 その他

(規格A4)

※この様式に記載した個人情報 は 契約書類 としてのみ使用し、その他の目的には使用しません。

(様式第 1 5 ~~1~~ 4 号)

年 月 日

発注者

様

受注者 住 所
氏 名

委任（下請負）通知書

年 月 日付けで委託契約を締結した下記業務について、

業務の一部を、下記により 委任した 請負わせた ので契約書第7条の 4 ~~3~~ 項により通知します。

記

- 1 委託業務の名称
- 2 ~~委任（下請負）委託等~~に付した部分の概要及び業務量
- 3 ~~委任（下請負）~~者の住所、氏名及び商号
- 4 担当責任者の氏名
- 5 ~~委任（下請負）委託等~~に付した理由

(規格A4)

※この様式に記載した個人情報 は 契約書類として使用し、その他の目的には使用しません。

(様式第 1 6 ~~1-5~~ 号)

貸 与 品 引 渡 通 知 書

年 月 日

受注者

様

発注者 機関名
監督員名

下記のとおり貸与品を引渡します。

業 務 名			契 約 年 月 日			年	月	日
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考		
			前 回 まで	今 回	累 計			
						月	日	から
						月	日	まで
						の今回引渡し分		

(規格A4)

※この様式に記載した個人情報は契約書類として使用し、その他の目的には使用しません。

(様式第 1 7 ~~1~~ ~~6~~ 号)

貸 与 品 受 領 書

年 月 日

機関名
発注者 監督員名 様

住 所
受注者 氏 名

下記のとおり貸与品を受領しました。

業 務 名		契 約 年 月 日				年	月	日
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考		
			前 回 まで	今 回	累 計			
						月	日	から
						月	日	まで
						の今回受領分		

(規格A4)

※この様式に記載された個人情報 は 契約書類として使用し、その他の目的には使用しません。

(様式第 1 8 ~~1~~ 7号)

貸 与 品 返 納 書

年 月 日

機関名
発注者 監督員名 様

住所
受注者 氏 名

下記のとおり貸与品を返納します。

業 務 名				契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単位	数 量	備 考	

(規格A4)

※この様式に記載された個人情報 は 契約書類として使用し、その他の目的には使用しません。

(様式第 1 9 ~~18~~ 号)

委託業務履行報告書

[illegible]

部分使用同意書

年 月 日

発注者
様

受注者 住 所
氏 名

年 月 日契約の委託業務について、下記の部分使用について異義がありませんので同意します。

記

1. 委 託 名	
2. 使用部分	
3. 使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
4. 使用目的	
5. 使 用 者	

(※ 5. 使用者については、明らかにする必要がある場合に記載する。)

(規格A4)

※この様式に記載された個人情報 は 契約書類として使用し、その他の目的には使用しません。